

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業 実施方針等との正誤表

番号	資料名	修正前	修正後
入札説明書			
1	0 入札	<p>実施方針_第1_1_(5)に記載の以下の文章</p> <p>事業者は、市による現施設における工場棟の解体撤去の開始とともに、本施設のうち新管理棟、再利用する煙突の外筒部分の耐震補強部分、連絡通路及び関連する附帯施設から構成される新管理棟等を整備し、完成後に市に引き渡すこととします。</p>	<p>入札説明書_3_(3)_ウに記載の以下の文章に修正。</p> <p>事業者は、市による現施設における工場棟の解体撤去の完了後から新管理棟等を整備し、完成後に市に引き渡すこととする。</p>
2	0 入札	<p>実施方針_第2_5_イ_(イ)に記載の以下の規定</p> <p>施設整備業務を実施する構成企業（以下「施設整備企業」という。）は以下の要件を全て満たす単体企業又は以下の要件を満たす者から構成される共同企業体とします。</p>	<p>入札説明書_4_(2)_イに記載の以下の規定に修正。</p> <p>施設整備企業は、単体企業、複数の企業が共同連帯して業務を実施する共同企業体又は複数の企業で構成される企業グループ（以下「企業グループ」という。）の構成企業であること。</p> <p>単体企業の場合は、以下の要件を全て満たすこととする。共同企業体の場合は、各構成企業により分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとする。企業グループの構成企業の場合は、自らが以下の要件を全て満たす必要はないが、当該企業グループにおいて各構成企業により分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとする。</p> <p>ただし、建築物の設計業務を分担する構成企業は、建築物の建設業務又はプラントの設計業務及び建設業務を分担する構成企業とする。</p>
要求水準書			
3	1 要求	<p>要求水準書_第1章総則</p> <p>市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に準じて、企業または企業グループの有する民間ノウハウ及び経営的能力・技術的能力を活用し、安全・安心に効率的・適切ながみ処理が行えるよう提案を求めるものである。</p>	<p>要求水準書_第1章総則</p> <p>市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に準じて、企業、共同企業体または企業グループの有する民間ノウハウ及び経営的能力・技術的能力を活用し、安全・安心に効率的・適切ながみ処理が行えるよう提案を求めるものである。</p>
4	1 要求	<p>要求水準書_第1章_第2節_第5項_(1)電気</p> <p>受電方式については、本施設、市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンターを特別高圧にて一括受電する。市本庁舎にも予備電源を受電するものとする。これらに係る設計業務については事業者が実施し、変更に伴い必要となる市本庁舎側、市総合体育館側の改良工事については市が行うものとする。詳細については、市及び電気事業者等と協議を行い、決定すること。</p>	<p>要求水準書_第1章_第2節_第5項_(1)電気</p> <p>受電方式については、本施設、市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンターを特別高圧にて一括受電する。市本庁舎にも予備電源を受電するものとする。これらに係る設計業務については事業者が実施し、変更に伴い必要となる市本庁舎側、市総合体育館側、緑町コミュニティセンター側の諸手続き等については市が行うものとする。なお、特別高圧の取り合い点及び市本庁舎側、市総合体育館側、緑町コミュニティセンター側との取り合い点については【別添-4：インフラ整備状況】に示す通りとするが、その取り合い点までの工事及び養生等は事業者が実施し、事業終了まで管理するものとする。また、工事内容の詳細については、事業者が実施する設計段階において、市及び電気事業者等と協議を行い、決定すること。</p> <p>施設運営段階については、可燃ごみの処理に伴って発生する余熱を利用して発電した電気及び常用コジェネレーション設備からの電気を本施設で有効利用するほか、余剰電力は周辺公共施設に供給し、更に余剰分が発生した場合は、電力会社等に売電すること。なお、売電に伴う手続きは市が実施し、売電収入等も、市の収入として取り扱う。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
5	1 要求	<p>要求水準書_第1章_第2節_5. ユーティリティ条件</p> <p>施設整備業務及び施設運営業務期間中において、事業者が必要とするユーティリティ（施設運営業務期間中における使用電気及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量は除く。）については、事業者が調達し、その費用は事業者が負担すること。</p>	<p>要求水準書_第1章_第2節_5. ユーティリティ条件</p> <p>施設整備業務及び施設運営業務期間中において、事業者が必要とするユーティリティ（施設運営業務期間中における<u>電気使用量</u>及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量は除く。）については、事業者が調達し、その費用（<u>電力会社との工事負担金を除く</u>）は事業者が負担すること。</p>
6	1 要求	<p>要求水準書_第1章_第2節_6. 提供資料</p>	<p>要求水準書_第1章_第2節_6. 提供資料</p> <p>(13)既存煙突耐震補強等工事を行う既存煙突の詳細は、【別添-17：既存煙突詳細図】に示す通りとする。</p>
7	1 要求	<p>要求水準書_第1章_第3節_1. 本施設の計画にあたって</p> <p>1) 環境の保全に配慮した安全・安心な施設づくり</p> <p>(1) プラント設備からのアウトプットに係る重要な基準（排ガス基準、残渣等溶出基準、排水基準、騒音・振動基準、悪臭基準等）を満足することを第一とし、民間ノウハウ・技術を最大限に活用する。</p> <p>(2) 地球温暖化対策に寄与する施設として、ごみ発電の導入（発生する蒸気からの最大限の発電）、再生可能エネルギー等（太陽光発電等）の採用、屋上緑化等を重視する。</p> <p><u>(3) 施設運営にあたっては、新工場棟のプラント設備の安全管理、それに伴う労働安全衛生の徹底及び緊急対応など、市民及び運営事業者等にとって安全・安心な施設とする。</u></p> <p>2) 災害に強い施設づくり</p> <p>(1) 地震に強い施設づくりを目指すため、本施設は人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設とし、構造体はⅡ類（耐震基準1.25）、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。</p> <p>(2) 本施設は非常時においても安全に停止させる制御システムを備えたものとし、災害時に全炉緊急停止しても常用コジェネレーション設備等を使用し、炉を立ち上げ早期にごみ発電が可能なプラント仕様とする。</p>	<p>要求水準書_第1章_第3節_1. 本施設の計画にあたって</p> <p>1) 環境の保全に配慮した安全・安心な施設づくり</p> <p>(1) プラント設備からのアウトプットに係る重要な基準（排ガス基準、残渣等溶出基準、排水基準、騒音・振動基準、悪臭基準等）を満足することを第一とし、民間ノウハウ・技術を最大限に活用する。</p> <p>(2) 地球温暖化対策に寄与する施設として、ごみ発電の導入（発生する蒸気からの最大限の発電）、再生可能エネルギー等（太陽光発電等）の採用、屋上緑化等を重視する。</p> <p>2) 災害に強い施設づくり</p> <p>(1) 地震に強い施設づくりを目指すため、本施設は人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設とし、構造体はⅡ類（耐震基準1.25）、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。</p> <p>(2) 本施設は非常時においても安全に停止させる制御システムを備えたものとし、災害時に全炉緊急停止しても常用コジェネレーション設備等を使用し、炉を立ち上げ早期にごみ発電が可能なプラント仕様とする。</p> <p><u>(3) 施設運営にあたっては、新工場棟のプラント設備の安全管理、それに伴う労働安全衛生の徹底及び緊急対応など、市民及び運営事業者等にとって安全・安心な施設とする。</u></p>
8	1 要求	<p>要求水準書_第1章_第3節_1. 本施設の計画にあたって</p> <p>4) 地域社会と暮らしに配慮した施設づくり</p> <p>(1) 本施設の施設整備及び施設運営において、地域社会や地元企業に貢献できるものとする。</p> <p>(2) 本施設を利用する市民や見学者に対して、見学スペースやコミュニティスペースを利用し、多様な環境学習やワークショップ等のサービスを提供するとともに、事業者も積極的に参加し、コミュニティの輪を広げる。</p> <p>(3) 市民が気軽に利用できるように、市民が利用するエリアについては、安全かつユニバーサルデザインに配慮したものとする。</p>	<p>要求水準書_第1章_第3節_1. 本施設の計画にあたって</p> <p>4) 地域社会と暮らしに配慮した施設づくり</p> <p>(1) 本施設の施設整備及び施設運営において、地域社会や地元企業に貢献できるものとする。</p> <p>(2) 本施設を利用する市民や見学者に対して、見学スペースやコミュニティスペースを利用し、多様な環境学習やワークショップ等のサービスを提供するとともに、事業者も積極的に参加し、コミュニティの輪を広げる。</p> <p>(3) 市民が気軽に利用できるように、市民が利用するエリアについては、安全かつユニバーサルデザインに配慮したものとする。</p> <p><u>(4) 市民生活に欠かすことのできないごみ処理を安定的に行うための施設運営管理を確立する。</u></p>
9	1 要求	<p>要求水準書_第1章_第3節_第7項_1) 場内車両の車種及び台数</p> <p>場内車両の車種及び台数は、以下を参考とすること。</p>	<p>要求水準書_第1章_第3節_第7項_1) 場内車両の車種及び台数</p> <p>場内車両の車種及び台数は、以下を参考とすること。<u>ただし、設計段階において、事業者との協議により、変更する場合がある。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
10	1 要求	要求水準書_第1章_第3節_第7項_1) 場内車両の車種及び台数(表) ごみ搬入車(可燃・粗大・資源) 100	要求水準書_第1章_第3節_第7項_1) 場内車両の車種及び台数(表) ごみ搬入車(可燃・粗大・資源) <u>(9:00～11:30及び13:00～15:30)</u> 100 <u>(20～25台/h)</u>
11	1 要求	要求水準書_第1章_第3節_第7項_1) 場内車両の車種及び台数(表) 資源化物搬出車 小型ダンプ架装車 他	要求水準書_第1章_第3節_第7項_1) 場内車両の車種及び台数(表) 資源化物搬出車 <u>6tロングボディ</u> 、小型ダンプ架装車 他
12	1 要求	要求水準書_第1章_第3節_第7項_2) 総職員数 総職員数は、以下を参考とすること。	要求水準書_第1章_第3節_第7項_2) 総職員数 <u>新工場棟</u> の総職員数は、以下を参考とすること。
13	1 要求	要求水準書_第1章_第3節_第7項_3) 見学者数 <u>現況</u> の見学者数は、以下を参考とすること。	要求水準書_第1章_第3節_第7項_3) 見学者数 見学者数は、以下を参考とすること。 <u>ただし、新工場棟完成後は現状の実績値よりも「その他団体」が大きく増加されることを想定しておくこと。</u>
14	1 要求	要求水準書_第1章_第3節_8. プラント建設工事 設計基本条件 焼却残渣はエコセメント化施設に搬入し、エコセメントとして資源化するが、エコセメント化施設への搬入基準は以下に示すとおりとする。 ①ダイオキシン類含有量 3.0 ng-TEQ/g 以下 ②熱しゃく減量 10% 以下 ③含水率 50% 以下 ④寸法 <u>200mm以下</u>	要求水準書_第1章_第3節_8. プラント建設工事 設計基本条件 焼却残渣はエコセメント化施設に搬入し、エコセメントとして資源化するが、エコセメント化施設への搬入基準は以下に示すとおりとする。 ①ダイオキシン類含有量 3.0 ng-TEQ/g 以下 ②熱しゃく減量 10% 以下 ③含水率 50% 以下 ④寸法 <u>概ね150mm以下</u>
15	1 要求	要求水準書_第1章_第3節_第8項_2)_(2) 焼却施設(熱回収施設)の焼却残渣が受入中止の際の措置 エコセメント化施設が故障等により、受入中止になった場合は、埋立処分を行うため、焼却灰及び飛灰(安定化処理後の飛灰)は以下の溶出基準及び含有量基準等とすること。	要求水準書_第1章_第3節_第8項_2)_(2) 焼却施設(熱回収施設)の焼却残渣が受入中止の際の措置 エコセメント化施設での <u>焼却残さ</u> が受入中止になった場合は、埋立処分を行うため、焼却灰及び飛灰(安定化処理後の飛灰)は以下の溶出基準及び含有量基準等とすること。
16	1 要求	要求水準書_第1章_第3節_9. その他遵守すべき法令及び仕様書 以下の最新版によるものとする。	要求水準書_第1章_第3節_9. その他遵守すべき法令及び仕様書 以下の <u>契約時点における</u> 最新版によるものとする。
17	1 要求	要求水準書_第1章_第3節_第9項_2) 廃棄物処理施設関連法令	要求水準書_第1章_第3節_第9項_2) 廃棄物処理施設関連法令 <u>(4) 土壌汚染対策法</u> <u>(45) 東京都駐車場条例</u> <u>(46) 東京における自然の保護の回復に関する条例(自然保護条例)</u> <u>(47) 東京都景観条例</u> を追加。
18	1 要求	要求水準書_第2章_第1節_第1項_1)_(12) 市民が立ち入る場所や施設については、安全かつユニバーサルデザインに配慮したものとする。 <u>詳細については、事業者による【提案】とする。</u>	要求水準書_第2章_第1節_第1項_1)_(12) 市民が立ち入る場所や施設については、安全かつユニバーサルデザインに配慮したものとする。

番号	資料名	修正前	修正後
19	1 要求	<p>要求水準書_第1章_第1節_1._(2)_(b)_⑦</p> <p>構内道路幅員は原則として一方通行の場合5.5m以上、対面通行では8m以上とし、<u>極力、重量20tの大型車（最小回転半径12m）がスムーズに運行できるよう拡幅、その他の配慮を行うものとする。</u>なお、道路幅、回転半径などは、消防の指導等に従うこと。</p>	<p>要求水準書_第2章_第1節_第1項_2)_(2)_(b)</p> <p>構内道路幅員は原則として一方通行の場合5.5m以上、対面通行では8m以上とする。また、<u>最大車面である破砕不適物搬出車（6tロングボディ：幅2.33m×長7.62m×高2.72m）がプラットフォーム及び構内道路を走行できる幅員を確保すること。</u>なお、道路幅、回転半径などは、消防の指導等に従うこと。</p>
20	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第3節_1. 予備性能試験</p> <p>不燃・粗大ごみ処理施設で1日以上の予備性能試験を行い、試験完了後に予備性能試験成績書を引渡性能試験前に市に提出する。</p>	<p>要求水準書_第2章_第3節_1. 予備性能試験</p> <p>不燃・粗大ごみ処理施設で1日以上<u>（連続5h以上）</u>の予備性能試験を行い、試験完了後に予備性能試験成績書を引渡性能試験前に市に提出する。</p>
21	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第3節_第3項_2) 性能保証項目（表2）</p> <p>炉体、ボイラケーシング外表面温度 原則として外気温+40℃</p>	<p>要求水準書_第2章_第3節_第3項_2) 性能保証項目（表2）</p> <p>炉体、ボイラケーシング外表面温度 原則として外気温+40℃ <u>（人が触れるおそれがない箇所であれば、炉室内温度+40℃）</u></p>
22	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第3節_第3項_2) 性能保証項目（表2）</p> <p>選別能力（不燃・粗大系）</p> <p>1) 純度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄分中の鉄分純度95%以上 ・アルミ中のアルミ純度<u>85%</u>以上 <p>2) 回収率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄分中の鉄分回収率85%以上 ・アルミ中のアルミの回収率55%以上 <p>破砕能力 本要求水準書に示す物理組成範囲において定格能力（起動から処理終了まで）以上の処理能力とする。 一次破砕機は実施設計図書で記載した数値以下とする。二次破砕機は150mm以下（<u>85%</u>）とする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第3節_第3項_2) 性能保証項目（表2）</p> <p>選別能力（不燃・粗大系）</p> <p>1) 純度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄分中の鉄分純度95%以上 ・アルミ中のアルミ純度<u>90%</u>以上 <p>2) 回収率 <u>（参考値）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄分中の鉄分回収率85%以上 ・アルミ中のアルミの回収率55%以上 <p>破砕能力 本要求水準書に示す物理組成範囲において定格能力（起動から処理終了まで）以上の処理能力とする。 一次破砕機は実施設計図書で記載した数値以下とする。二次破砕機は150mm以下（<u>90%</u>）とする。</p>
23	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第3節_3. 保証事項（表中）</p> <p><u>ろ過式集じん機</u>出口・排気出口において市の指定する箇所とする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第3節_3. 保証事項（表中）</p> <p><u>集じん設備</u>出口・排気出口において市の指定する箇所とする。</p>
24	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第3節_第3項_2) 性能保証項目（表2）</p> <p>機器外表面温度 原則として外気温+40℃</p>	<p>要求水準書_第2章_第3節_第3項_2) 性能保証項目（表2）</p> <p>機器外表面温度 原則として外気温+40℃ <u>（人が触れるおそれがない箇所であれば、室温+40℃）</u></p>
25	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_1. 土木建築性能</p> <p>建物高さについては【別添-10：建築計画図（参考図）】を参考とすること。ただし、事業者は【<u>提案</u>】により、プラント設備等をコンパクト化することで、建物高さを低減することができる。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_1. 土木建築性能</p> <p>建物高さ及び深さについては【別添-10：建築計画図（参考図）】を参考とすること。ただし、事業者による【<u>提案</u>】<u>によって</u>、プラント設備等をコンパクト化することで、建物高さ及び深さを低減することができる。</p>
26	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_1_1)_ (2) ユニバーサルデザイン</p> <p>ユニバーサルデザインは、東京都福祉のまちづくり条例及び武蔵野市福祉環境整備指導要綱基準を満たすとともに、新管理棟等、見学ルート、駐車場及びこれらに準ずる箇所において安全かつユニバーサルデザインに配慮したものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_1_1)_ (2) ユニバーサルデザイン</p> <p>ユニバーサルデザインは、東京都福祉のまちづくり条例及び武蔵野市福祉環境整備指導要綱基準を満たすとともに、新管理棟等、見学ルート、駐車場及びこれらに準ずる箇所において安全かつユニバーサルデザインに配慮したものとする。<u>詳細については、事業者による【提案】とする。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
27	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3)再生可能エネルギー等の利用</p> <p>①原則、雨水は再利用するものとし、<u>武蔵野市雨水流出抑制施設基準（処理区域は第3処理区（石神井川水系））を満足するとともに、事業者管理用地を範囲として適正な貯留・処理設備を設けること。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_1)_(3)再生可能エネルギー等の利用</p> <p>①原則、雨水は再利用するものとし、<u>新工場棟の屋上と屋根に降った雨水の貯留槽を設ける。その用途は水洗トイレ、植栽用散水、洗車用水及びプラットフォーム床洗浄水等に使用する。また、建物周囲及び駐車場の雨水は別途処理して、洗車や散水など事業者管理用地内において再利用する。</u></p>
28	1 要求	<p>要求水準書_第5章_第5節_1_1)_ (6)_a)外部仕上げ</p> <p>①原則、材質はテラコッタルーバー等を使用し、<u>建物全体にわたり一体感及び清潔感のあるもので、経年変化及び退色性の少ない材料とする。</u></p>	<p>要求水準書_第5章_第5節_1_1)_ (6)_a)外部仕上げ</p> <p>①原則、材質はテラコッタルーバー等を使用するものとする。<u>ただし、窓、壁面緑化及びその他必要機器の確保または外装デザインの上を図るために適切な理由がある場合には、テラコッタルーバーを用いた建築イメージ、品格、品質を基調としたうえで、建物全体にわたり一体感及び清潔感があるもので、経年変化及び退色性の少ない材料を使用して構わないものとする。なお、カーテンウォール部分がある場合には、原則ルーバーを使用するものとする。</u></p>
29	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_1)_(1_1)雨水貯留槽</p> <p><u>原則、雨水は再利用するものとし、武蔵野市雨水流出抑制施設基準を満足するとともに、適正な貯留・処理設備を設けること。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_1)_(1_1)雨水流出抑制施設</p> <p><u>武蔵野市雨水流出抑制施設設置要綱（処理区域は第3処理区（石神井川水系））に基づき、雨水流出抑制施設を設けること。なお、雨水流出抑制施設は、本事業計画地全体を範囲とし、事業者が設置する。</u></p>
30	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_a)対象範囲</p> <p>① 既存計量棟・クラブハウス・洗車場の撤去 ② 藤棚・既存樹木の移植及び伐採・抜根 ③ 出入口の新設（本事業計画地南側） ④ 仮設計量棟の設置 ⑤ 既存埋設管等の撤去 ⑥ 新工場棟建設予定地の整地</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_a)対象範囲</p> <p>① 既存計量棟・クラブハウス・クラブハウス駐車場出入口パーキングゲート・リサイクル工房・倉庫・洗車場の撤去（<u>地中埋設部を含む</u>） ② 既存樹木の移植及び伐採・抜根 ③ 出入口の新設（本事業計画地南側） ④ 既存埋設管等の撤去 ⑤ 新工場棟建設予定地の整地</p> <p><u>なお、施設整備期間中における既存クリーンセンターの運営継続のために必要な「第2計量機の移設」や「薬品受入口移設」、「車両動線変更」の各種改修については、市が実施するものとする。</u></p>
31	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_c)既存計量棟・クラブハウス・洗車場の撤去</p> <p>既存計量棟、クラブハウス及び洗車場の解体及び撤去を行うこと。解体計画及びその手順については、市と協議し、決定する。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_c)既存計量棟・クラブハウス・クラブハウス駐車場出入口パーキングゲート・リサイクル工房・倉庫・洗車場の撤去</p> <p><u>既存付帯施設等である既存計量棟、クラブハウス、クラブハウス駐車場出入口パーキングゲート、リサイクル工房、倉庫及び洗車場の解体及び撤去を行うこと。解体計画及びその手順については、市と協議し、決定すること。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
32	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_d) <u>藤棚・既存樹木の移植及び伐採・抜根</u>（【別添-8：既存樹木資料】を参照のこと。）</p> <p><u>藤棚及び新工場棟建設予定地において支障のあるその他既存樹木の移植及び伐採・抜根については、以下の通りである。樹木の移植及び伐採・抜根の方法及びその手順については、市と協議し、決定すること。</u></p> <p><u>藤棚は事業者にて移植可能か検討すること。移植可能な場合には、養生の上、市が指定する場所に仮移植をおこなうものとする。その他既存樹木については、伐採・抜根をしても構わない。工事に影響のない樹木については既存樹木を極力残すものとする。伐採・抜根した樹木は適切に処理すること。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_d) 既存樹木の移植及び伐採・抜根（【別添-8：既存樹木資料】を参照のこと。）</p> <p>新工場棟建設予定地において支障のある既存樹木の移植及び伐採・抜根については、以下の通りである。樹木の移植及び伐採・抜根の方法及びその手順については、市と協議し、決定すること。</p> <p>① 既存樹木については、伐採・抜根をしても構わないが、<u>関係部署と協議し、移植可能なものについては、市が指示する場所に移植を行うこと。ただし、工事に影響のない樹木については既存樹木を極力残すものとする。</u></p> <p>② 伐採・抜根した樹木は適切に処理すること。</p>
33	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_e) 出入口の新設（本事業計画地南側）</p> <p>本事業計画地南側の既存出入口の西側に<u>出入口</u>を設置する。詳細については【別添-14：<u>車面進入口新設計画図</u>】を参照のこと。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_e) 出入口の新設（本事業計画地南側）</p> <p>本事業計画地南側の既存出入口の西側に<u>車面進入口</u>を設置するとともに、<u>既存の構内歩道を撤去し、構内道路として整備すること。</u>詳細については【別添-14：<u>出入口新設計画図</u>】を参照のこと。</p>
34	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_g) 既存埋設配管等の撤去</p> <p>新工場棟建設工事を行う際に、【別添-4：インフラ整備状況】を参考とし、新工場棟建設予定地内で支障となる既存埋設配管については撤去するとともに、撤去することで既存クリーンセンターに支障をきたす場合には、施設整備企業の負担にて必要な付け替え工事を行うものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(1)_f) 既存埋設配管等の撤去</p> <p>新工場棟建設工事を行う際に、【別添-4：インフラ整備状況】を参考とし、新工場棟建設予定地内で支障となる既存埋設配管については撤去するとともに、撤去することで既存クリーンセンターに支障をきたす場合には、施設整備企業の負担にて必要な付け替え工事を行うものとする。</p> <p><u>撤去に伴い必要となる手続きは原則事業者にて実施すること。ただし、事業者から求めがあり、市が必要と認める場合には、事業者と協議を行うものとする。</u></p>
35	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(2)_b) 見学者及び一般利用者のスペース</p> <p>b) 見学者及び一般利用者のスペース</p> <p>① 2階の東側部分に見学等の来場者のためのエントランスを設け、市道17号線側（中央通り側）からのアプローチにも配慮すること。</p> <p>② 中央制御室は、廊下から見学できるような設えとする。</p> <p>③ <u>焼却施設（熱回収施設）及び不燃・粗大ごみ処理施設に係る主要設備の殆どが廊下から安全に、かつパネル・模型・映像等を利用し、臨場感を持って見学できるよう計画する。</u></p> <p>④ 見学者の溜まり場を作ること。なお、障害者等の見学についても容易に対応できること。</p> <p>⑤ 極力、見学者及び一般利用者の通路は他の作業動線と区分すること。ただし、見学者及び一般利用者が利用する通路（廊下）は開放感のあるものとし、【別添-10：<u>建築計画図（参考図）</u>】の内観バースを参考とすること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(2)_b) 見学者及び一般利用者のスペース</p> <p>① 2階の東側部分に見学等の来場者のためのエントランスを設け、市道17号線側（中央通り側）からのアプローチにも配慮すること。<u>アプローチ方法は、階段及びシースルーエレベーターによるものとし、それぞれ施設等の防犯対策を講じること。中央通り側には、見学者及び一般利用者のためのコミュニティスペースを整備し、広場状の空地とすること。</u></p> <p>② <u>見学者コースは、来場者が自由に見学でき、原則として2階フロアで完結するものとする。</u></p> <p>③ 中央制御室は、廊下から見学できるような設えとする。</p> <p>④ <u>見学者コースは、焼却施設（熱回収施設）及び不燃・粗大ごみ処理施設に係る主要設備の殆どをメイン通路からラインで安全に見学することができるものとし、見学者等はごみ処理施設の仕組みを臨場感を持って体感できるように計画すること。</u></p> <p>⑤ <u>見学者コースには、見学者へ説明するために必要なパネル・模型・映像等の設備を整備するものとし、ごみ処理施設の仕組みのほか、かねてから市民参加で取り組まれてきた市のごみ処理の歴史などを理解できるような仕掛け・方策を取り入れたものとする。</u></p> <p>⑥ <u>見学者コースには、見学者の溜まり場を作ること。なお、障害者等の見学についても容易に対応できるように計画すること。</u></p> <p>⑦ 極力、見学者及び一般利用者の通路は他の作業動線と区分すること。<u>また、見学者及び一般利用者が利用する通路（廊下）は開放感のあるものとする。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
36	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(2)_d) 太陽光発電等の再生可能エネルギー等活用施設の設置</p> <p>① 新工場棟の屋上には、条例等で必要な屋上緑化面積及び屋外設備の設置範囲を除く位置に、極力、太陽光パネル（10kw以上）を設置すること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_2)_(2)_d) 太陽光発電等の再生可能エネルギー等活用施設の設置</p> <p>① 新工場棟の屋上には、条例等で必要な屋上緑化範囲及び屋外設備の設置範囲を除く位置に、極力、太陽光パネル（10kw以上）を設置すること。</p>
37	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3) 新管理棟の建設工事</p> <p>新管理棟の施設配置及び施設内容、仕様等については以下の機能を満足すること。ただし、詳細については事業者による【提案】とする。</p> <p>① 新工場棟に近い位置に設け、各施設との連絡を配慮し、安全なアプローチを確保する。また、採光、日照、通風についても十分に考慮する。</p> <p>② 1、2階玄関ホールは市の職員及び見学者等の来場者の利用を意図すること。市民から持込みこまれる受付については、事務室内の車路側に設けたカウンターを介して市が行う想定とする。また、車椅子用スロープ、自動ドアを考慮し、事務室への連絡設備等を整備すること。また、2階の玄関ホールからは、新工場棟への見学動線に配慮すること。</p> <p>③ 職員（市職員、新工場棟要員）通用口は表玄関と別に設け、傘置場等を設ける。</p> <p>④ 事務室として、職員7名程度の継続的執務に必要な面積の1室を有し、車路側及び玄関ホール側にそれぞれ受付カウンターを設ける。また、書類ロッカー及び応接セット等のスペースを考慮する。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3) 新管理棟の建設工事</p> <p>新管理棟の施設配置及び施設内容、仕様等については以下の機能を満足すること。ただし、詳細については事業者による【提案】とする。</p> <p>① 新工場棟に近い位置に設け、各施設との連絡を配慮し、安全なアプローチを確保する。また、採光、日照、通風についても十分に考慮する。</p> <p>② 1、2階玄関ホールは市の職員及び見学者等の来場者の利用を意図すること。市民から持込みこまれる受付については、事務室内の車路側に設けたカウンターを介して市が行う想定とする。また、車椅子用スロープ、自動ドアを考慮し、事務室への連絡設備等を整備すること。また、2階の玄関ホールからは、新工場棟への見学動線に配慮すること。</p> <p>③ 職員（市職員、新工場棟要員）通用口は表玄関と別に設け、傘置場等を設ける。</p> <p>④ 1階の事務室として、職員12名程度の継続的執務に必要な面積の1室を有し、車路側及び玄関ホール側にそれぞれ受付カウンターを設ける。また、書類ロッカー及び応接セット等のスペースを考慮する。</p>
38	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3)_(1)_a) 新管理棟</p> <p><u>⑤ 施設長室兼応接室を、事務室に接して設ける。</u></p> <p>⑥ <u>大会議室及び控室を2階に設け、見学者に説明する映像・音響システム（パソコン対応タイプ）を設置し、また、見学者等の新工場棟への移動に配慮すること。</u></p> <p>⑦ <u>大会議室に隣接してコミュニティスペースを設け、大会議室と稼働間仕切りで仕切ることが可能な設えとし、ミニキッチン等の水廻りを整備すること。</u></p> <p><u>⑧ 2階コミュニティスペース下階はリサイクル工房として利用できるスペースとし、水廻りも整備しておくこと。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3)_(1)_a) 新管理棟</p> <p><u>⑤ 2階事務室として職員25名程度の継続的執務に必要な1室を設けること。また、室内に書類ロッカー及び応接セット等のスペースを考慮すること。</u></p> <p>⑥ <u>見学者ホールを2階に設け、見学者に説明する映像・音響システム（パソコン対応タイプ）を設置し、見学者等の新工場棟への移動に配慮すること。また、連絡通路側に出入口を設け、施錠できる構造とすること。</u></p> <p><u>⑦ 見学者ホールに隣接してコミュニティラウンジを設け、見学者ホールと稼働間仕切りで仕切ることが可能な設えとし、ミニキッチンやトイレ等の水廻りを整備すること。また、連絡通路側に出入口を設け、施錠できる構造とすること。</u></p> <p><u>⑧ 1階には作業スペースとして、リサイクル工房として利用できるスペースを2室設け、両室を可動間仕切で仕切ることができるようにすること。また、両室に水廻りも整備しておくこと。</u></p>
39	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3)_(1)_a) 新管理棟</p> <p>⑬ <u>新管理棟の1階に市事務局職員のシャワー室を設ける。</u></p> <p>⑭ <u>便所、洗面所を、必要な箇所に、男女別に配置するとともに、障害者等の対応も行うこと。</u></p> <p>⑮ <u>書庫と物品倉庫として、十分なスペースを確保すること。</u></p> <p>⑯ <u>その他、必要な機器収納室（空調機械室等）、湯沸室等を設ける。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3)_(1)_a) 新管理棟</p> <p>⑬ <u>1階には、市事務局職員が使用するシャワー室を設ける。</u></p> <p>⑭ <u>1階及び2階には、便所、洗面所等を男女別に配置するとともに、障害者等が利用できる誰でもトイレ等の設置を行うこと。</u></p> <p>⑮ <u>書庫と物品倉庫を設置すること。</u></p> <p>⑯ <u>その他、必要な機器収納室（空調機械室等）、湯沸室等を設けること。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
40	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(1)_b) 連絡通路等</p> <p>新管理棟と新工場棟をつなぐ連絡通路等の工事については、以下の機能を満足するものとする。詳細については、事業者による【提案】とする。</p> <p>① 新管理棟と新工場棟の間には連絡通路（屋根付き）を設ける。</p> <p>② 新工場棟東側のエントランスから新工場棟南側を通り、新管理棟まで回遊できる連絡通路（屋根付き）を設ける。新工場棟の南東部の連絡通路脇に階段及びエレベータを設置する。</p> <p>③ 新工場棟東側のエントランスから新工場棟北側を通り、北側隣接地のテニスコート東側まで回遊できる連絡通路（屋根なし）及び端部に階段を設置する。また、新工場棟東側のエントランスから新工場棟北側までの連絡通路端部に階段及びエレベータを設ける。また、1階部分に男女便所及び更衣室を設置する。</p> <p>④ 連絡通路から既存管理棟（エコプラザ（仮称））、芝生広場（いずれも市整備）に通ずる大階段及びエレベータを設置する。</p> <p>⑤ 床面は段差をなくし緩やかなスロープで納め、両側に手すりを設け有効幅は2.0m以上とする。</p> <p>⑥ 連絡通路端部の階段及びエレベータは、施錠等の防犯対策を講じること。</p> <p>⑦ 連絡通路等及びその延長線上高さの新工場棟北側外壁にライトアップ設備を施す。ライトアップ設備は、省エネルギー対策を講じること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(1)_b) 連絡通路等</p> <p>新管理棟と新工場棟をつなぐ連絡通路等の工事については、以下の機能を満足することを基本に、詳細については、事業者による【提案】とする。</p> <p>① 新管理棟と新工場棟の間には連絡通路（屋根付き）を設ける。</p> <p>② 新工場棟の南側出入口から新工場棟南側を通り、新管理棟まで回遊できる連絡通路（屋根付き）を設ける。この連絡通路からは、新工場棟南西側出入口へも出入可能とする。また、新工場棟の南東部の連絡通路端に階段を設置する。</p> <p>③ 新工場棟北側出入口から、北側隣接地のテニスコート東側まで回遊できる連絡通路（屋根なし）及び端部に階段を設置する。北側連絡通路下部（1階部分）には、男女便所及び更衣室を設置する。</p> <p>④ 連絡通路から既存管理棟（エコプラザ（仮称））及び芝生広場（いずれも市整備）に通ずる大階段を設置する。また、大階段下部には、倉庫を設置する。</p> <p>⑤ 原則、床面はフラットまたは段差のない緩やかなスロープとし、両側に手すりを設け有効幅は2.0m以上とする。</p> <p>⑥ 連絡通路端部の階段は、施錠等の防犯対策を講じること。</p> <p>⑦ 連絡通路等及びその延長線上高さの新工場棟北側外壁にライトアップ設備を施す。ライトアップ設備は、省エネルギー対策を講じること。</p> <p>⑧ 連絡通路下部は、各種車両の通行を妨げることのないよう、十分な桁下高さを確保すること。</p>
41	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(1)_c) 既存クリーンセンター解体に伴う仮設建屋の設置</p> <p>既存クリーンセンターを解体する前までに、市職員が一般者の持込み車両等の受け付けを行うことができる様に仮設建屋を設置する。執務に伴い必要となる設備及び備品については市と協議の上、最終決定すること。</p> <p>⑫ 新管理棟が完成するまでは、市職員12名が執務可能なスペースを確保すること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(1)_c) 既存クリーンセンター解体に伴う仮設建屋の設置</p> <p>既存クリーンセンターを解体する前までに、市職員37名が執務可能なスペースを確保し、かつ1階部分で一般者の持込み車両等の受け付けを行うことができる様に仮設建屋（執務に伴い必要となる設備を含む）を設置すること。ただし、仮設建屋の設置場所、仕様については、設計段階において、市と事業者で協議をし、決定するものとする。また、新管理棟引渡し後、仮設建屋を解体し、造園・植栽、外構工事を完了させること。</p> <p>(⑫削除)</p>
42	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(2) 既存煙突耐震補強等の建設工事</p> <p>煙突は、既存の外筒の耐震補強を行い使用するものとする。ただし、煙突デザイン、施工方法や工期短縮方策等については事業者による【提案】とする。</p> <p>① 耐震補強は、構造体はⅡ類（耐震基準1.25）、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。なお、耐震補強設計にあたり、構造評定機関により構造評定を取得すること。</p> <p>② 煙突外筒は、外装材を建屋と同様にテラコッタルーバーもしくは結晶化ガラス等を想定しているが、今後、市民・学識者・市で構成する会において協議の上、デザインを検討するものとする。施設整備企業は、施設整備段階で改めて市と協議し、外筒の外装仕上げについて最終決定するものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(2) 既存煙突耐震補強等の建設工事</p> <p>煙突は、既存の外筒の耐震補強を行い使用するものとする。ただし、施工方法や工期短縮方策等については事業者による【提案】とする。</p> <p>① 耐震補強は、構造体はⅡ類（耐震基準1.25）、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。なお、耐震補強設計にあたり、構造評定機関により構造評定を取得すること。</p> <p>② 煙突外筒は、結晶化ガラス等を想定しているが、今後、市民・学識者・市で構成する会において協議の上、東京都市景観条例「景観形成基準」に則り、デザインを検討するものとする。煙突デザインを検討するにあたっては、新工場棟の建築デザインとの関連性やこれまでの既存クリーンセンターにおける歴史等を勘案すること。ただし、施設整備企業は、施設整備段階で改めて市と協議し、外筒の外装仕上げについて最終決定するものとする。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
43	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(2) 既存煙突耐震補強等の建設工事</p> <p><u>⑦ 排気筒（臭突）を設置すること。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(2) 既存煙突耐震補強等の建設工事</p> <p><u>⑦ 脱臭処理後の排気については、臭突による拡散の他に、排気口等から直上に吹き上げるなど、建屋側面から排気しない様に留意し、臭気を拡散するための方策を講じること。</u></p>
44	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(2) 既存煙突耐震補強等の建設工事</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第1項_3_(2) 既存煙突耐震補強等の建設工事</p> <p><u>⑨ 既存煙突耐震補強に係る準備工事については、必要に応じて新工場棟を建設する段階において実施しても構わない。</u></p>
45	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第2項_3_(6) その他</p> <p>① 給排気口にはウェザーフード、遮風板を取付け雨水の浸入がない構造とする。</p> <p>② 外部に面する金属類は耐久性のよいものを用いるが、軒・樋等は原則としてステンレス製とする。また、雨水の流れ跡の汚れ防止には配慮する。</p> <p>③ 側窓、トップライトを通して、天空光を積極的にとり入れ、配色は十分考慮して明るく清潔な雰囲気をかもし出すように努める。</p> <p>④ 騒音源を伴う室の換気口には、必要に応じ騒音防止対策を考慮する。</p> <p><u>⑤ 見学者が利用する通路幅は2.5m以上とし、階段幅は2.2m以上とする。階段勾配は33度程度、両側に手摺を設け障害者対策を施す。</u></p> <p>⑥ 屋外階段は鉄筋コンクリート製を原則とする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第2項_3_(6) その他</p> <p>① 給排気口にはウェザーフード、遮風板を取付け雨水の浸入がない構造とする。</p> <p>② 外部に面する金属類は耐久性のよいものを用いるが、軒・樋等は原則としてステンレス製とする。また、雨水の流れ跡の汚れ防止には配慮する。</p> <p>③ 側窓、トップライトを通して、天空光を積極的にとり入れ、配色は十分考慮して明るく清潔な雰囲気をかもし出すように努める。</p> <p>④ 騒音源を伴う室の換気口には、必要に応じ騒音防止対策を考慮する。</p> <p><u>⑤ 原則、見学者が利用するメイン通路幅は2.5m以上とし、その他通路幅は2.0m以上とする。また、階段幅は2.2m以上とし、階段勾配は33度程度、両側に手摺を設ける等の障害者対策を施すこと。</u></p> <p>⑥ 屋外階段は鉄筋コンクリート製を原則とする。</p>
46	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第3項_2_(3) 給湯設備</p> <p>① 個別給湯方式とする。</p> <p><u>② 給湯は循環使用とする。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第3項_2_(3) 給湯設備</p> <p>個別給湯方式とする。</p>
47	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第5節_第3項_2_(6) 消火設備</p> <p>消火設備は消防法関係法規に準拠して設けるものとし、詳細については<u>武蔵野消防署</u>と十分協議する。</p>	<p>要求水準書_第2章_第5節_第3項_2_(6) 消火設備</p> <p>消火設備は消防法関係法規に準拠して設けるものとし、詳細については<u>所轄消防署</u>と十分協議する。</p>
48	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_c) プラットホーム出入口扉</p> <p>① 車両通過時は、扉が閉まらない安全対策を講じ、出入口扉の開閉と連動してエアカーテンが動作・停止すること。車両検知方式は2重感知式（ループコイル・光電管式等）を原則とする。</p> <p><u>② 出入口に各2基の合計4基（入口において柱を挟んで各1基で2基とする。出口も同様。）を設置し、自動及び現場手動とする。</u></p> <p>③ 地上から地下へのスロープ入口及び地下から地上へのスロープ出口に止水板を設置するとともに、プラットホーム出入口にも止水板を設置すること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_c) プラットホーム出入口扉</p> <p>① 車両通過時は、扉が閉まらない安全対策を講じ、出入口扉の開閉と連動してエアカーテンが動作・停止すること。車両検知方式は2重感知式（ループコイル・光電管式等）を原則とする。（削除）</p> <p>② 地上から地下へのスロープ入口及び地下から地上へのスロープ出口に止水板を設置するとともに、プラットホーム出入口にも止水板を設置すること。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
49	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (f) ごみピット</p> <p>① ごみピットは、水密性鉄筋コンクリート造とし、定格処理量の6日分以上（有効容量：ピットシュート上端までで基準ごみの見かけ比重0.18にて算定すること。）とする。また、自動運転の確保や年度末等のごみの多量排出時期の状況にも十分配慮したものとし、極力、ピットの奥行をバケット開寸法の2.5倍以上とすること。</p> <p>② ごみピットの側壁には容量目盛りを付け、<u>原則、ごみピット汚水はごみ汚水貯留槽へ排出する構造とする。ごみピット汚水は焼却炉内に噴霧し、高温酸化処理するものとする。</u></p> <p>③ ごみピット内を負圧に保つため、焼却炉の燃焼用空気の入入口を設置する。取入口については、飛散ごみ等による閉塞防止対策やメンテナンスが容易に行えるようにする。</p> <p>④ ごみピット粉じん防止の散水装置を設ける。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (f) ごみピット</p> <p>① ごみピットは、水密性鉄筋コンクリート造とし、定格処理量の6日分以上（有効容量：ピットシュート上端まで（<u>プラットフォームホームレベル</u>）で基準ごみの見かけ比重0.18にて算定すること。）とする。<u>ただし、施設運営時の工夫等により安全性に支障なく6日分以上をごみピット内に貯留できる場合には、ごみピットの容量は、事業者からの根拠を合わせた提案容量に変更することができる。</u>また、自動運転の確保や年度末等のごみの多量排出時期の状況にも十分配慮したものとし、極力、ピットの奥行をバケット開寸法の2.5倍以上とすること。</p> <p>② <u>ごみピットの側壁には容量目盛りを付けること。なお、ごみピットからの排水を貯留するごみ汚水貯留槽については、施設運営時に支障がないと事業者が判断する場合には設置しなくても構わない。</u></p> <p>③ ごみピット内を負圧に保つため、焼却炉の燃焼用空気の入入口を設置する。取入口については、飛散ごみ等による閉塞防止対策やメンテナンスが容易に行えるようにする。</p> <p>④ <u>可燃ごみ全般を対象としたごみピット粉じん防止の散水装置を設ける。</u></p>
50	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (g) ごみピット消火装置</p> <p>① ごみピット火災が生じた場合は自動的に発火位置を速やかに検出し、ごみクレーン操作室等から遠隔手動操作により消火ができるものとする。</p> <p>② <u>ノズルは、ごみ投入扉毎に設置するほか、その他必要な箇所</u>に設置する。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (g) ごみピット消火装置</p> <p>① ごみピット火災が生じた場合は自動的に発火位置を速やかに検出し、ごみクレーン操作室等から遠隔手動操作により消火ができるものとする。</p> <p>② <u>基本的には消火放水銃を2台以上設置するものとするが、台数等については事業者による【提案】とする。</u></p>
51	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (k) ごみクレーン</p> <p>② ごみピットに貯留されたごみを焼却炉の投入ホッパに供給するもので、併せてごみの移動、攪拌及び火災等緊急時のごみ移動を行うものとする。なお、クレーン作動範囲はごみピット全域に反映させること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (k) ごみクレーン</p> <p>② <u>ごみクレーン及びバケット等は、ごみピットに貯留されたごみを焼却炉の投入ホッパに供給するもので、併せてごみの移動、攪拌及び火災等緊急時のごみ移動を行うものとする。なお、クレーン作動範囲はごみピット全域に反映させること。</u></p>
52	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (k) ごみクレーン</p> <p>⑩ごみ投入量が計測できる計量装置を設置すること。また、炉別投入量、クレーン稼働時間等のデータを日報、月報、年報を記録できること。計量データは、中央<u>操作室</u>のDCSにも表示可能なものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (k) ごみクレーン</p> <p>⑩ごみ投入量が計測できる計量装置を設置すること。また、炉別投入量、クレーン稼働時間等のデータを日報、月報、年報を記録できること。計量データは、中央<u>制御室</u>のDCSにも表示可能なものとする。</p>
53	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (1) ごみ投入ホッパ・シュート</p> <p>③ ブリッジが生じた場合、速やかに検出・解消が行える装置を設け、中央<u>操作室</u>及びクレーン操作室から遠隔操作できるものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(2)_ (1) ごみ投入ホッパ・シュート</p> <p>③ ブリッジが生じた場合、速やかに検出・解消が行える装置を設け、中央<u>制御室</u>及びクレーン操作室から遠隔操作できるものとする。</p>
54	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(3)_ c) 燃焼装置</p> <p>① ストリーカ構造とし、ごみ層への燃焼空気供給を安定かつ均一に行い、連続的に安定燃焼させ、燃焼後の灰及び不燃物の排出が容易なものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(3)_ c) 燃焼装置</p> <p>① <u>燃焼装置は</u>ストリーカ構造とし、ごみ層への燃焼空気供給を安定かつ均一に行い、連続的に安定燃焼させ、燃焼後の灰及び不燃物の排出が容易なものとする。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
55	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(4)_a) 廃熱ボイラ本体（指示鉄骨、エコノマイザ含む）</p> <p>⑦ ボイラドラムレベル及び圧力は、中央<u>操作室</u>で常時監視できるものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(4)_a) 廃熱ボイラ本体（指示鉄骨、エコノマイザ含む）</p> <p>⑦ ボイラドラムレベル及び圧力は、中央<u>制御室</u>で常時監視できるものとする。</p>
56	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(5)_b) 減温塔（必要に応じて）</p> <p>（場所を移動）</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(4)_d) 減温塔（必要に応じて）</p> <p>① 減温塔は、<u>節炭器等にて低温化（低温エコノマイザ）が図られる場合には、設置しなくても構わない。</u></p> <p>② 減温塔を設置する場合には、<u>燃焼ガスを所定の集じん器入口温度まで冷却できる能力を有し、噴射水が完全に蒸発する容量、滞留時間を考慮すること。また、低温腐食対策を講じること。</u></p>
57	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(6) 余熱利用設備</p> <p>発電効率については、高効率ごみ発電交付要件に基づき、発電効率14%以上とする。なお、交付要件以上の発電効率が達成可能な場合には、事業者による【提案】の発電効率とする。ただし、高効率発電（発電効率14%以上）の範囲において白煙が見えないようにする方策がある場合には事業者から【提案】を行うこと。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(6) 余熱利用設備</p> <p>発電効率については、高効率ごみ発電交付要件に基づき、発電効率14%以上とする。なお、交付要件以上の発電効率が達成可能な場合には、事業者による【提案】の発電効率とする。ただし、高効率発電（発電効率14%以上）の範囲において<u>蒸気を利用せずに</u>白煙が見えないようにする方策がある場合には事業者から【提案】を行うこと。</p>
58	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(6)_c) 本事業計画地外の市本庁舎及び総合体育館等への低圧蒸気の供給</p> <p>① <u>既設の低圧蒸気配管を利用し、市本庁舎及び市総合体育館（温水プール、第四中学校の温水プールを含む）へ低圧蒸気を搬送するものとする。低圧蒸気配管を活用するにあたっては、現状の劣化状況を調査し、必要に応じて改修、補強等の措置を行うこと。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(6)_c) 本事業計画地外の市本庁舎及び総合体育館等への低圧蒸気の供給</p> <p>① <u>本事業計画地内における低圧蒸気配管は事業者により更新するものとし、本事業計画地外の低圧蒸気配管は必要に応じて市にて更新または改修等を行うものとする。</u></p>
59	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(6)_c) 本事業計画地外の市本庁舎及び総合体育館等への低圧蒸気の供給</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(6)_c) 本事業計画地外の市本庁舎及び総合体育館等への低圧蒸気の供給</p> <p><表下部> <u>※使用した蒸気は、復水として返送</u></p>
60	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(8)_a) 主灰搬出装置</p> <p>③ 不燃物選別装置（磁選機等）は、東京たま広域資源循環組合の受け入れ基準を遵守できる性能を有するものとする。ただし、鉄等の金属類が多く含有する場合には主灰の受入を拒否されるため、純度（鉄類等の除去率）95%以上を常時確保できる運用とすること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(8)_a) 主灰搬出装置</p> <p>③ 不燃物選別装置（磁選機等）は、東京たま広域資源循環組合の受け入れ基準を遵守できる性能を有するものとする。ただし、鉄等の金属類が多く含有する場合には主灰の受入を拒否されるため、<u>重量比（乾ベース）</u>で純度（鉄類等の除去率）95%以上を常時確保できる運用とすること。</p>
61	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(8)_f) 灰クレーン</p> <p>⑦ 灰搬出量が計測できる計量装置を設置すること。また、搬出量、クレーン稼働時間等のデータを日報、月報、年報を記録できること。計量データは、中央<u>操作室</u>のDCSにも表示可能なものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第1項_2_(8)_f) 灰クレーン</p> <p>⑦ 灰搬出量が計測できる計量装置を設置すること。また、搬出量、クレーン稼働時間等のデータを日報、月報、年報を記録できること。計量データは、中央<u>制御室</u>のDCSにも表示可能なものとする。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
62	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_1_(5)選別物等搬出</p> <p>蛍光管については、蛍光管破砕機で破砕し、ドラム缶等にて保管すること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_1_(5)選別物等搬出</p> <p>蛍光管については、蛍光管破砕機で破砕し、ドラム缶等にて保管すること。<u>また、破砕に伴い必要となるフィルターの処分は、事業者にて行うものとする。</u></p>
63	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_2_(1)概要</p> <p>② 粗大ごみは、ストックヤードで分別して、再生可能品は市が指定する施設へ搬出し、不燃・粗大ごみは不燃ごみ・粗大ピットに送る。なお、不燃・粗大ごみは回転破砕した後、可燃残渣は可燃物コンベヤで他の可燃物とともに焼却施設（熱回収施設）ごみピットに搬送する。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_2_(1)概要</p> <p>② 粗大ごみは、ストックヤードで分別して、再生可能品は<u>本事業計画地内の市が指定する施設（エコプラザ（仮称）が竣工後はエコプラザ（仮称））</u>へ搬出し、不燃・粗大ごみは不燃ごみ・粗大ピットに送る。なお、不燃・粗大ごみは回転破砕した後、可燃残渣は可燃物コンベヤで他の可燃物とともに焼却施設（熱回収施設）ごみピットに搬送する。</p>
64	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_2_(2)_d)不燃・粗大ごみクレーン</p> <p>⑦ ごみ投入量が計測できる計量装置を設置すること。また、投入量、クレーン稼働時間等のデータを日報、月報、年報を記録できること。計量データは、中央<u>操作室</u>のDCSにも表示可能なものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_2_(2)_d)不燃・粗大ごみクレーン</p> <p>⑦ ごみ投入量が計測できる計量装置を設置すること。また、投入量、クレーン稼働時間等のデータを日報、月報、年報を記録できること。計量データは、中央<u>制御室</u>のDCSにも表示可能なものとする。</p>
65	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_2_(6)貯留・搬出装置</p> <p>貯留・搬出設備については、以下の機能を更に良くすることを前提に、事業者の技術的ノウハウを活かすものとする。詳細については事業者による【提案】とする。</p> <p>① 選別処理された鉄、アルミ等の資源化物はホッパーやバンカ等にて貯留し、種別毎に搬出する設備とする。鉄等は、原則<u>7日</u>分以上貯留し、アルミは<u>10日</u>分以上とすること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_2_(6)貯留・搬出装置</p> <p>貯留・搬出設備については、以下の機能を更に良くすることを前提に、事業者の技術的ノウハウを活かすものとする。詳細については事業者による【提案】とする。</p> <p>① 選別処理された鉄、アルミ等の資源化物はホッパーやバンカ等にて貯留し、種別毎に搬出する設備とする。鉄等は、原則<u>5日</u>分以上貯留し、アルミは<u>7日</u>分以上とすること。</p>
66	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_2_(6)貯留・搬出装置</p> <p>②有害ごみ（乾電池、蛍光管）はストックヤードからドラム缶封入でトラックにて搬出する。ただし、ストックヤードは10 t以上貯留できること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第2項_2_(6)貯留・搬出装置</p> <p>②有害ごみ（乾電池、蛍光管）はストックヤードからドラム缶封入でトラックにて搬出する。ただし、ストックヤードは<u>有害ごみを10 t</u>以上貯留できること。</p>
67	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_1_(1)給水設備</p> <p>⑥ 生活用、プラント用の各受水槽、高架水槽等を設けるものとする。</p> <p>⑦ 高架水槽の容量は、平均使用量の30分程度とする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_1_(1)給水設備</p> <p>⑥ 生活用、プラント用の<u>給水システム</u>において必要な各受水槽、高架水槽等を設けるものとする。<u>ただし、高架水槽の容量は、平均使用量の30分程度とする。</u></p>
68	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_1_(2)排水処理設備</p> <p>① 生活排水を除いた各施設からの排水は、下水道（引込予定）に直接放流可能なように物理、化学、生物処理等を必要に応じて行うこと。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_1_(2)排水処理設備</p> <p>① 生活排水を除いた各施設からの排水は、下水道（<u>既設位置</u>にて引込予定）に直接放流可能なように物理、化学、生物処理等を必要に応じて行うこと。</p>
69	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_1_(2)排水処理設備</p> <p>③ 排水処理設備は新工場棟側に設置することとし、<u>その他本事業計画地内の他施設からの排水についても対応できるよう留意する。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_1_(2)排水処理設備</p> <p>③ 排水処理設備は新工場棟側に設置すること。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
70	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_2) 廃熱エネルギー活用設備等</p> <p>廃熱エネルギー活用設備等（電気設備・常用コジェネレーション設備等）については【別添-15：廃熱エネルギー活用計画】に基づき、新工場棟の自立性、周辺公共施設を含めたエネルギー総合効率、経済性等を勘案したシステムの構築及び運用を図るものとする。詳細については事業者による【提案】とする。特に、常用コジェネレーション設備等については仕様等を含めて詳細に提案すること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_2) 廃熱エネルギー活用設備等</p> <p>廃熱エネルギー活用設備等（電気設備・常用コジェネレーション設備等）については【別添-15：廃熱エネルギー活用計画】に基づき、新工場棟の自立性、周辺公共施設を含めたエネルギー総合効率、経済性、<u>非常時対応等</u>を勘案したシステムの構築及び運用を図るものとする。詳細については事業者による【提案】とする。特に、常用コジェネレーション設備等については仕様等を含めて詳細に提案すること。</p>
71	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_3)_(3)_④低圧配電盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードセンタ <p>鋼板製室内閉鎖型とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コントロールセンタ <p><u>鋼板製室内閉鎖型とする。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_3)_(3)_④低圧配電盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードセンター <p>鋼板製室内閉鎖型とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コントロールセンター <p><u>コントロールセンターの設置は、事業者による【提案】とする。ただし、設置を行う場合には、鋼板製室内閉鎖型とすること。</u></p>
72	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_2)_(7) 常用コジェネレーション設備</p> <p>① 商用電源の停電時及びごみ発電（蒸気タービン発電機）からの電力供給途絶時に焼却施設（熱回収施設）等の損傷を防ぎ、継続的に安定した運転を可能とする常用電源（保安用・非常用含む）を確保する<u>容量とする。更に非常時対応となっている市本庁舎、市総合体育館の継続的施設運用を可能な容量とする。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_2)_(5) 常用コジェネレーション設備</p> <p>① 商用電源の停電時及びごみ発電（蒸気タービン発電機）からの電力供給途絶時に焼却施設（熱回収施設）等の損傷を防ぎ、継続的に安定した運転を可能とする常用電源（保安用・非常用含む）を確保でき、更に非常時対応となっている市本庁舎、市総合体育館、<u>緑町コミュニティセンターの継続的施設運用を可能な容量について、スペースや運用における環境性能、防災性能、経済性を考慮のうえ、事業者により【提案】を行うこと。</u></p>
73	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_2)_(7) 常用コジェネレーション設備</p> <p>③ 常用使用できるものとし、設置については消防法・建築基準法等の設置基準を満たすこと。また、運転では新工場棟の自立性、周辺施設も含めたエネルギー総合効率、経済性を勘案して<u>運用提案</u>を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原動機形式 ガスタービン ・起動方式 自動・手動起動 ・熱源種別 都市ガス（13A, 中圧） ・付属機器 廃熱ボイラ 	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_2)_(5) 常用コジェネレーション設備</p> <p>③ 常用使用できるものとし、設置については消防法・建築基準法等の設置基準を満たすこと。また、運転では新工場棟の自立性、周辺施設も含めたエネルギー総合効率、経済性を勘案して<u>運用方法の【提案】</u>を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原動機形式 ガスタービン ・起動方式 自動・手動起動 ・熱源種別 都市ガス（13A, 中圧） ・付属機器 廃熱ボイラ ・常用防災兼用発電設備の構造及び性能の基準は、消防庁告示第一号（改正 平成18年3月29日付）を満たしたものと及び登録認定機関である（社）日本内燃力発電設備協会にて「天然ガス供給システムの耐震評価認定」を取得したものとすること。
74	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_2)_(8)～(10)</p> <p>(8) 無停電電源設備</p> <p><u>常用コジェネレーション設備が起動完了するまでの間10分以上、各施設保安のため計装電源を確保する目的で設置する。</u></p> <p>(9) 直流電源設備</p> <p><u>遮断器等、操作電源等の電源を確保する目的で設置する。</u></p> <p>(10) 高調波対策設備</p> <p><u>送風機VVVF 盤等、必要に応じて高調波対策を施すこと。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_3) 電気設備_(6)～(7)</p> <p>(6) 無停電電源設備</p> <p><u>各施設の保安のため、常用コジェネレーションが起動しななくとも、計装・制御用電源等を30分以上において稼働可能とすること。</u></p> <p>① 直流電源装置</p> <p><u>受配電設備、発電設備、制御電源、表示灯及び交流無停電電源装置（兼用の場合）の電源として設置する。</u></p> <p>② 交流電源装置</p> <p><u>電子計算機、計装機器等の交流無停電電源として設置する。</u></p> <p>(7) 高調波対策設備</p> <p><u>インバータ等高調波発生機器から発生する高調波に対しては、「高調波抑制ガイドライン」を満足させること。なお、インバータ盤は、原則として炉室等の現場には配置しない計画とすること。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
75	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_3)計装設備</p> <p>⑨ 各施設においては、非常停止ボタンにより、施設を安全に停止できること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_4)計装設備</p> <p>⑨ 各施設においては、<u>原則</u>非常停止ボタンにより、施設を安全に停止できること。</p>
76	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_3)計装設備</p> <p>⑰ 排ガスデータの表示板を設置する。なお、設置位置等は<u>市と協議する。</u></p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_4)計装設備</p> <p>⑰ 排ガスデータの表示板を<u>本事業計画地南側及び市本庁舎1階ホール</u>に設置する。なお、<u>詳細</u>は市と協議する。</p>
77	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_3)計装設備</p> <p>⑲ <u>周辺施設も</u>含めた施設のエネルギー利用状況を表示し、エネルギーマネジメントを可能とする機能を導入すること。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_4)計装設備</p> <p>⑲ <u>市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンター</u>を含めた施設のエネルギー利用状況を表示し、エネルギーマネジメントを可能とする機能を導入すること。</p>
78	1 要求	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_4)_(2)_(m)配管、配線、ダクト及び機器据付等</p> <p>配管、配線、ダクト及び機器据付等については、関係する規格とともに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事共通仕様書」、同「電気設備工事共通仕様書」<u>(いずれも最新版)</u>等によるものとする。</p>	<p>要求水準書_第2章_第6節_第3項_5)_(2)_(m)配管、配線、ダクト及び機器据付等</p> <p>配管、配線、ダクト及び機器据付等については、関係する規格とともに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事共通仕様書」、同「電気設備工事共通仕様書」<u>(いずれも入札書の提出時点で最新版)</u>等によるものとする。</p>
79	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第1節_1. 基本方針</p> <p>事業者は、事業期間を通じて、運営事業者が責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに、事業者提案に基づき、適正かつ確実に施設運営業務を遂行できるようにしなければならない。</p> <p>そのため、運営事業者が自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に遂行できるように実施体制を構築させ、施設運営業務の実施について総合的に管理できるようにしなければならない。</p>	<p>要求水準書_第3章_第1節_1. 基本方針</p> <p>事業者は、事業期間を通じて、運営事業者が責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに、事業者提案に基づき、適正かつ確実に施設運営業務を遂行できるようにしなければならない。</p> <p>そのため、運営事業者が自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に遂行できるように実施体制を構築させ、施設運営業務の実施について総合的に管理できるようにしなければならない。</p> <p><u>このような基本方針に基づき、以下の安定的な施設運営管理を実施すること。詳細については、事業者による【提案】とする。</u></p> <p><u>(1) 責任ある業務遂行を図る実行力のある経営体制等を維持し、代表企業に不測の事態が生じても事業継続を図るために円滑な株式譲渡を行うなどの対応が図られるようなしくみを構築する。</u></p> <p><u>(2) セルフモニタリング等の効果的な業務管理を行う。</u></p> <p><u>(3) 事業期間にわたり資金不足などを生じさせないような適切な財務管理を行う。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
80	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第1節_第2項 運営事業者に関する事項</p> <p>運営事業者については、次に掲げる事項を満たし、事業期間を通じて責任ある事業遂行を図ることができるような事業主体として設立し、経営を行わせること。</p> <p>(1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立していること。</p> <p>(2) 定款において、施設運営業務の実施のみを運営事業者の目的とすることを規定していること。</p> <p>(3) 定款において、監査役を置くことを規定していること。</p> <p>(4) 定款において、株式の譲渡制限を規定していること。</p> <p>(5) 創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。</p> <p>(6) すべての株主が、事業者提案にあらかじめ示された出資者であること。</p> <p>(7) すべての株主が、市の事前の書面による確認がある場合を除き、原則として事業期間が終了するまで株式を保有していること。</p> <p>(8) すべての株主が、市の事前の書面による確認がある場合を除き、事業期間中、原則として株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしないこと。</p> <p>(9) 選定された事業者の構成員が運営事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有していること。</p> <p>(10) 選定された事業者の構成員以外の株主による、運営事業者の株主総会における議決権保有割合が他の議決権保有者との比較において最大の保有割合とならないこと。</p>	<p>要求水準書_第3章_第1節_第2項 運営事業者に関する事項</p> <p>運営事業者は、<u>資料-2基本協定書第11条～13条及び資料-3基本契約書第13条に掲げる事項を満たし、事業期間を通じて責任ある事業遂行を図ることができるような事業主体として設立し、経営を行うこと。</u></p>
81	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第1節_3. 施設運営業務の実施体制に関する事項</p> <p>事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、施設運営業務を効率的かつ効果的に遂行できる実施体制を構築していること。</p> <p>(1) 施設運営業務の各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。</p> <p>(2) 施設運営業務の各業務における実施責任が明確になるとともに、適切なリスクの分担が図られていること。</p> <p>(3) 施設運営業務の各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。</p>	<p>要求水準書_第3章_第1節_3. 施設運営業務の実施体制に関する事項</p> <p>事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、施設運営業務を効率的かつ効果的に遂行できる実施体制を構築していること。</p> <p>(1) 施設運営業務の各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。</p> <p>(2) 施設運営業務の各業務における実施責任が明確になるとともに、適切なリスクの分担が図られていること。</p> <p>(3) 施設運営業務の各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。</p> <p><u>(4) 施設運営業務の各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理するため、セルフモニタリングを実施すること。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
82	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第1節_4. 運営事業者の財務に関する事項</p> <p>事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。</p> <p>(1) 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。</p> <p>(2) 施設運営業務の実施に必要な一切の資金が確保されていること。</p> <p>(3) 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。</p> <p>(4) 市が複数年単位で均して支払う補修費（修繕・補修、改修・更新）が適切に内部留保されており、その都度実際に実施された補修内容に応じた補修費が支払われていること。</p>	<p>要求水準書_第3章_第1節_4. 運営事業者の財務に関する事項</p> <p>事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。</p> <p>(1) 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。</p> <p>(2) 施設運営業務の実施に必要な一切の資金が確保されていること。</p> <p>(3) 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。</p> <p>(4) 市が複数年単位で均して支払う補修費（修繕・補修、改修・更新）に関して、各年度において補修の実施に用いられなかった相当額に見合う資金その他の資産が、運営事業者内部において補修の実施が行われる年度まで留保され、補修の必要に応じて適時に支出できること。なお、市は施設運営業務の開始年度から7日目までの期間、8年目から14年目の期間、15年目から20年目までの各期間において、それぞれの期間における補修費の総額をそれぞれの期間で均して支払う予定である。また、このような補修費の支払を行うことにより変動する施設運営費の年間支払上限額の最高限度額は施設運営期間にわたる施設運営費の総額を20年で除した金額の1.1倍に相当する金額までを限度とする。</p>
83	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第2節_2. 株主名簿の写し</p> <p>運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号）第121条に定める自らの株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを、基本仮契約の締結後7日以内に市に提出する。また、株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合には、その変更後7日以内に変更後の株主名簿の写しを市に提出する。</p>	<p>要求水準書_第3章_第2節_2. 株主名簿の写し</p> <p>運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号）第121条に定める自らの株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを、基本仮契約の締結後7日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に市に提出する。また、株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合には、その変更後7日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に変更後の株主名簿の写しを市に提出する。</p>
84	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第2節_3. 実施体制図</p> <p>運営事業者は、施設運営業務に係る実施体制図を、基本仮契約の締結後7日以内に市に提出する。また、施設運営業務に係る実施体制に変更があった場合には、その変更後7日以内に変更後の実施体制図を市に提出する。</p>	<p>要求水準書_第3章_第2節_3. 実施体制図</p> <p>運営事業者は、施設運営業務に係る実施体制図を、基本仮契約の締結後7日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に市に提出する。また、施設運営業務に係る実施体制に変更があった場合には、その変更後7日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に変更後の実施体制図を市に提出する。</p>
85	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第2節_4. 運営事業者が締結する契約又は覚書</p> <p>運営事業者は、施設運営業務に関連して、市でない者を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧（運営事業者又は構成企業が締結する保険の一覧を含む。）を、基本仮契約の締結後7日以内に市に提出する。また、締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等に変更があった場合には、その変更後7日以内に変更後の一覧を市に提出する。</p> <p>運営事業者は、市でない者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（運営事業者又は構成企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結日の14日前まで及び契約締結後7日以内に、当該契約書類又は覚書等の写しを市に提出する。また、当該契約書類又は覚書等の内容を変更する場合には、契約変更日の14日前まで及び契約変更後7日以内に、変更後の契約書類又は覚書等の写しを市に提出する。ただし、契約の内容により、運営事業者の経営に影響が少ないものとして市が確認した場合は、提出を省略することができる。</p>	<p>要求水準書_第3章_第2節_4. 運営事業者が締結する契約又は覚書</p> <p>運営事業者は、施設運営業務に関連して、市でない者を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧（運営事業者又は構成企業が締結する保険の一覧を含む。）を、基本仮契約の締結後7日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に市に提出する。また、締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等に変更があった場合には、その変更後7日以内に変更後の一覧を市に提出する。</p> <p>運営事業者は、市でない者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（運営事業者又は構成企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結日の14日前まで及び契約締結後7日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に、当該契約書類又は覚書等の写しを市に提出する。また、当該契約書類又は覚書等の内容を変更する場合には、契約変更日の14日前まで及び契約変更後7日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に、変更後の契約書類又は覚書等の写しを市に提出する。ただし、契約の内容により、運営事業者の経営に影響が少ないものとして市が確認した場合は、提出を省略することができる。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
86	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第2節_5. 株主総会の資料及び議事録</p> <p>運営事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の会日から7日以内に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。</p>	<p>要求水準書_第3章_第2節_5. 株主総会の資料及び議事録</p> <p>運営事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の会日から7日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。</p>
87	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第2節_6. 取締役会の資料及び議事録</p> <p>運営事業者は、取締役会を設置している場合は、取締役会の会日から7日以内に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。</p>	<p>要求水準書_第3章_第2節_6. 取締役会の資料及び議事録</p> <p>運営事業者は、取締役会を設置している場合は、取締役会の会日から7日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。</p>
88	1 要求	<p>要求水準書_第3章_第2節_7. 計算書類等</p> <p>(2) 市が支払を行うための確認資料として、半期にかかる計算書類を各支払時期に対応する業務履行期間終了後10日以内に市に提出する。半期にかかる計算書類は、上記①に定める計算書類に準じるものとする。</p>	<p>要求水準書_第3章_第2節_7. 計算書類等</p> <p>(2) 市が支払を行うための確認資料として、半期にかかる計算書類を各支払時期に対応する業務履行期間終了後10日以内（<u>閉庁日を除く</u>）に市に提出する。半期にかかる計算書類は、上記①に定める計算書類に準じるものとする。</p>
89	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第1節_第1項事前調査等</p>	<p>要求水準書_第4章_第1節_第1項事前調査及びセルフモニタリング等 (タイトル変更)</p>
90	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第1節_第2項_1) 官庁等との協議</p>	<p>要求水準書_第4章_第1節_第2項_1) 官庁等との協議</p> <p><u>(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の申請等</u> 施設整備企業は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における発電設備認定申請等に係る手続きにおいて、市の求めにより必要な資料等の作成、調査及び関係機関等との協議等に協力するものとする。</p>
91	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第1節_第3項_2) 建築デザイン設計業務</p> <p>施設整備企業は、建築デザイン設計業務を行うに当たっては専属の担当者を配置し、市の承諾を得ること。</p>	<p>要求水準書_第4章_第1節_第3項_2) 建築デザイン設計業務</p> <p>施設整備企業は、建築デザイン設計業務を行うに当たっては専属の<u>一級建築士</u>を保有する担当者を配置し、市の承諾を得ること。</p>
92	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第2節_4. 施工前の許認可</p> <p>本施設の施工に当たって、施設整備企業が取得する必要がある許認可については、施設整備企業の責任と負担においてすべて取得するものとする。ただし、取得に際して、市が担う必要がある業務が生じた場合には、<u>市が協力するものとする。</u></p>	<p>要求水準書_第4章_第2節_4. 施工前の許認可</p> <p>本施設の施工に当たって、施設整備企業が取得する必要がある許認可については、施設整備企業の責任と負担においてすべて取得するものとする。ただし、取得に際して、市が担う必要がある業務が生じた場合には、<u>施設整備企業が市に協力するものとする。</u></p>
93	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第2節_第9項_3) 第2 種電気主任技術者及び第2 種ボイラ・タービン主任技術者の選任</p> <p>(1) 施設整備企業は、工事開始前に施設運営を行う者（以下「運営事業者」という。）から第2種電気主任技術者及び第2種ボイラ・タービン主任技術者を選任し、電気工作物の施工に必要な工事計画書等各種申請を行うとともに法定検査を受検もしくは実施すること。 (2) <u>電気主任技術者の監督範囲は、本施設及び特別高圧変電所の一部又は全部（実施設計の過程で監督官庁と協議の上認められた範囲に限る。）とする。</u></p>	<p>要求水準書_第4章_第2節_第9項_3) 第2 種電気主任技術者及び第2 種ボイラ・タービン主任技術者の選任 <u>(配置)</u></p> <p>施設整備企業は、工事開始前に施設運営を行う者（以下「運営事業者」という。）から第2種電気主任技術者及び第2種ボイラ・タービン主任技術者を選任 <u>(配置)</u> し、電気工作物の施工に必要な工事計画書等の各種申請を行うとともに法定検査を受検もしくは実施すること。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
94	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第2節_10. 仮設</p> <p>(2) 仮設用地は本事業計画地内で確保するものとする。</p>	<p>要求水準書_第4章_第2節_10. 仮設</p> <p>(2) 仮設用地は本事業計画地内及び現施設余剰地等で確保するものとする。【別添-11：段階整備計画図】。その他の仮設用地の確保については、設計段階において市と協議が可能なものとする。</p>
95	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第2節_第10項仮設</p>	<p>要求水準書_第4章_第2節_第10項仮設</p> <p>(3) 仮設用地の確保にあたって、既存施設の植栽等撤去が必要な場合には、市と協議を行うこと。その際に植栽や残土を場外搬出する場合には、必ず土壌汚染調査を実施し、土壌汚染がないことを確認すること。</p>
96	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第2節_第11項作業日及び作業時間</p> <p>作業日は、原則として日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とする。</p> <p>作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。なお、この場合、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業又は騒音・振動を発生する恐れのない作業であり、市が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>また、状況によって市の指示により、作業日時を変更する場合があります。</p>	<p>要求水準書_第4章_第2節_第11項作業日及び作業時間</p> <p>作業日は、原則として日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とする。</p> <p>作業時間は、原則として午前8時から午後5時まで（午前7時～8時まで、午後5時～6時までについては、市と協議の上、作業時間とすることができる。）とする。なお、この場合、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業又は騒音・振動を発生する恐れのない作業であり、市が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>また、状況によって市の指示により、作業日時を変更する場合があります。</p>
97	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第2節_12. 地中障害物及び不発弾探査</p> <p>工事の施工に当たり、障害となる地中障害物は施設整備企業の負担により適切に処分する。ただし、予期しない大型の地中障害物が発見された場合には、施設整備企業は市と協議を行うものとする。</p>	<p>要求水準書_第4章_第2節_12. 地中障害物及び不発弾探査</p> <p>工事の施工に当たり、障害となる地中障害物は施設整備企業の負担により適切に処分する。ただし、予期しない地中障害物が発見された場合には、施設整備企業は市と協議を行うものとする。</p>
98	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第2節_19. 完成図書</p> <p>1) (11) CADデータ（*CADソフトを含む） ※一式</p> <p>2) (7) CADデータ（*CADソフトを含む） ※一式</p> <p>3) (7) CADデータ（*CADソフトを含む） ※一式</p>	<p>要求水準書_第4章_第2節_19. 完成図書</p> <p>1) (11) CADデータ（*CADソフトを含む） ※技術的に支障のある箇所はPDFも可</p> <p>2) (7) CADデータ（*CADソフトを含む） ※技術的に支障のある箇所はPDFも可</p> <p>3) (7) CADデータ（*CADソフトを含む） ※技術的に支障のある箇所はPDFも可</p>
99	1 要求	<p>要求水準書_第4章_第2節_20. 試運転及び運転指導</p> <p>(1) プラントの据付工事完了後、工期内に試運転を行うものとする。試運転の期間は空運転、負荷運転、予備及び引渡性能試験を含め、焼却施設（熱回収施設）は原則6ヶ月程度、不燃・粗大ごみ処理施設は2ヶ月程度とする。予備及び引渡性能試験は、所定の性能を発揮することが可能であると判断される時点以降に行うものとする。</p>	<p>要求水準書_第4章_第2節_20. 試運転及び運転指導</p> <p>(1) プラントの据付工事完了後、工期内に試運転を行うものとする。試運転の期間は空運転、負荷運転、予備及び引渡性能試験を含め、焼却施設（熱回収施設）は原則6ヶ月程度、不燃・粗大ごみ処理施設は2ヶ月程度とするが、具体的には事業者による【提案】とする。予備及び引渡性能試験は、所定の性能を発揮することが可能であると判断される時点以降に行うものとする。</p>
100	1 要求	<p>要求水準書_第5章施設運営業務</p> <p>さらに、運営事業者はISO14001 を取得すること。</p>	<p>要求水準書_第5章施設運営業務</p> <p>さらに、運営事業者または施設運営企業は本施設におけるISO14001 を取得すること。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
101	1 要求	要求水準書_第5章_第1節_第1項_2)維持管理業務 (3)樹木等植栽管理(本施設及び事業者管理用地内)	要求水準書_第5章_第1節_第1項_2)維持管理業務 (3)樹木等植栽管理(本事業計画地内の樹木等植栽管理は市が行う。ただし、壁面緑化・屋上緑化は除く。)
102	1 要求	要求水準書_第5章施設運営業務_第1節_4. 施設運営業務における基本方針 (6)運営事業者は、施設運営企業等が実施する保証期間中の補修・改造事業に協力すること。	要求水準書_第5章施設運営業務_第1節_4. 施設運営業務における基本方針 (6)運営事業者は、施設整備企業等が実施する保証期間中の補修・改造事業に協力すること。
103	1 要求	要求水準書_第5章_第1節_第5項_9)本施設を施設運営するための人員等の配置	要求水準書_第5章_第1節_第5項_9)本施設を施設運営するための人員等の選任及び配置
104	1 要求	要求水準書_第5章施設運営業務_第1節_第5項_10)施設運営時のユーティリティ また、電気事業者等との受給契約は市が行うものとする。ただし、炉の立ち上げ時など、助燃装置を稼働させる都市ガス使用量については、運営事業者の費用負担とする。	要求水準書_第5章施設運営業務_第1節_第5項_10)施設運営時のユーティリティ また、電気事業者等との受給契約及び市本庁舎の予備電源契約は市が行うものとする。ただし、炉の立ち上げ時など、助燃装置を稼働させる都市ガス使用量については、天災など不可抗力によるものを除いて運営事業者の費用負担とする。
105	1 要求	要求水準書_第5章施設運営業務_第1節_第5項_10)施設運営時のユーティリティ 本事業計画地内において、本施設の施設運営に必要なとなる電気・都市ガス以外のユーティリティについては、運営事業者自らが調達すること。	要求水準書_第5章施設運営業務_第1節_第5項_10)施設運営時のユーティリティ 本事業計画地内において、本施設の施設運営に必要なとなる電気・都市ガス以外のユーティリティについては、運営事業者または施設運営企業自らが調達すること。
106	1 要求	要求水準書_第5章施設運営業務_第1節_第5項_11)保険への加入 本施設の施設運営にあたって、市は自賠責保険、建物保険、自動車損害共済保険に加入するものとする。運営事業者は、市が加入する保険以外に、本施設の運営に必要な保険等がある場合には、事業者による【提案】で加入すること。ただし、事業者が提案する保険契約及び保険証券の内容については、事前に市の承諾を得ること。	要求水準書_第5章施設運営業務_第1節_第5項_11)保険への加入 本施設の施設運営にあたって、市は自賠責保険、建物保険、自動車損害共済保険に加入するものとする。運営事業者は、市が加入する保険以外に、本施設の運営に必要な保険等がある場合には、事業者による【提案】に基づいて加入すること。また、事業者による提案に基づく保険を付保した時は、市の確認を得ること。
107	1 要求	要求水準書_第5章_第2節_第2項_1)_(4)処理不適物の排除と返還 ③ 収集可燃ごみ・直接搬入可燃ごみ、不燃・粗大ごみから排除された処理不適物は、搬入者が特定できた場合は、市に報告すること。ただし、処理不適物をごみピット投入後に発見してそれらを排除した時に、搬入者を判別できない場合については、破碎処理設備に搬入し、処理するものとする。なお、処理不適物の搬出は運営事業者が負担すること。	要求水準書_第5章_第2節_第2項_1)_(4)処理不適物の排除と返還 ③ 収集可燃ごみ・直接搬入可燃ごみ、不燃・粗大ごみから排除された処理不適物は、搬入者が特定できた場合は、市に報告し、市が処分を行うこととする。ただし、処理不適物をごみピット投入後に発見してそれらを排除した時に、搬入者を判別できない場合については、破碎処理設備に搬入し、処理するものとする。
108	1 要求	要求水準書_第5章_第2節_第2項_1)_(4)処理不適物の排除と返還 ④有害ごみ及び剪定枝の取り扱いについては、別途示した分別処理を行うものとする。	要求水準書_第5章_第2節_第2項_1)_(4)処理不適物の排除と返還 ④有害ごみ及び剪定枝については、資源化施設への搬入用パッカー車へ投入すること。

番号	資料名	修正前	修正後
109	1 要求	<p>要求水準書_第5章_第2節_第3項_2)電力供給等</p> <p>運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する余熱を利用して発電した電気及び常用コジェネレーション設備からの電気を本施設で有効利用するほか、余剰電力は周辺公共施設に供給し、更に余剰分が発生した場合は、電力会社等に売電すること。なお、売電収入等は、市の収入として取り扱う。</p>	<p>要求水準書_第5章_第2節_第3項_2)電力供給等</p> <p>運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する余熱を利用して発電した電気及び常用コジェネレーション設備からの電気を本施設で有効利用するほか、余剰電力は周辺公共施設に供給し、更に余剰分が発生した場合は、電力会社等に売電すること。なお、<u>売電に伴う手続は市が実施し、売電収入等も、市の収入として取り扱う。</u></p>
110	1 要求	<p>要求水準書_第5章_第2節_第3項_3)熱供給等</p> <p>運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する蒸気及び常用コジェネレーション設備からの蒸気を本施設で有効利用するほか、余剰蒸気は周辺公共施設に供給し、公共施設全体の省エネルギーを図ること。</p>	<p>要求水準書_第5章_第2節_第3項_3)熱供給等</p> <p>運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する蒸気、<u>蒸気タービン発電機からの抽気蒸気及び常用コジェネレーション設備からの蒸気</u>を本施設で有効利用するほか、余剰蒸気は周辺公共施設に供給し、公共施設全体の省エネルギーを図ること。</p>
111	1 要求	<p>要求水準書_第5章_第2節_4.プラント設備法定検査の実施</p> <p>運営事業者は以下の項目を参考とし、必要な法定検査を以下の手順において実施すること。</p>	<p>要求水準書_第5章_第2節_4.プラント設備法定検査の実施</p> <p>運営事業者は以下の項目を参考とし、必要な法定検査を以下の手順において実施すること。<u>詳細については、事業者による【提案】とする。</u></p> <p>(下記表中へ追加) <u>蒸気タービン</u> <u>ガスタービン</u> <u>電気事業法</u> <u>第42条保安規程</u> <u>第55条定期安全管理検査</u> <u>定期検査 3年に1回以上</u></p>
112	1 要求	<p>要求水準書_第5章_第2節_5.運転管理時の計測管理</p> <p><u>運営事業者は、新工場棟の運営にあたって、表一3に示した計測管理を実施すること。ただし、表一3は運営事業者が行うべき計測管理の最低基準を示したもので、より詳細な計測を行うことも可とする。また、運営事業者は、各種の計測データを市に提出すること。</u></p> <p><u>稼働初期から安定操業期への移行のタイミングについては、分析データの経時変化をもとに、市と協議の上、決定する。</u></p> <p><u>また、新工場棟の運営状況をより効率的に把握することが可能な計測管理項目等について市及び運営事業者が合意した場合、表一3に示した計測管理項目及び計測頻度は適宜、変更されるものとする。</u></p> <p><u>あわせて、運営事業者は、市が行う新工場棟の運転状況に関する監視についてはこれを積極的に受け入れ、新工場棟の安全かつ安定的な運転情報の公開を行うこと。</u></p>	<p>要求水準書_第5章_第2節_5.運転管理時の計測管理</p> <p><u>運営事業者は、新工場棟の運営開始から20年間に於いて、表一4-①に示した計測項目及び法・条例等で規定されている計測項目について計測管理すること。</u></p> <p><u>運営事業者は、各種の計測データを取りまとめ、市に定期的に提出すること。あわせて、運営事業者は、市が行う新工場棟の運転状況に関する監視(表一4-②)について、これを積極的に受け入れ、新工場棟の安全かつ安定的な運転情報の公開を市及び市民等に行うこと。</u></p> <p><u>計測管理結果は、第3章 経営管理に記載されているセルフモニタリングに反映されるものとする。</u></p>
113	1 要求		<p>要求水準書_第5章_第2節_5.運転管理時の計測管理</p> <p>表-4-①【参考：新工場棟の運営に係る計測管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「排ガス」の項目について修正 ・「ダイオキシン類 煙突」の頻度について修正 ・「ダイオキシン類 処理物搬送コンベヤ」頻度について修正 ・「悪臭」について追加 ・「水質」の計測地点、項目について修正 ・「飛灰処理物」の頻度について修正 ・「作業環境 ダイオキシン類他」の頻度について修正

番号	資料名	修正前	修正後
114	1 要求		要求水準書_第5章_第2節_5. 運転管理時の計測管理 表-4-② 【参考：新工場棟で想定している市の計測管理項目(1)(2)】について追加
115	1 要求	要求水準書_第5章_第3節_第1項_1) 第2 種電気主任技術者及び第2 種ボイラ・タービン主任技術者の選任及び検査等 (1) <u>運営事業者は、第2種電気主任技術者及び第2種ボイラ・タービン主任技術者を選任し、電気工作物の維持管理に必要な各種手続き等を行うとともに法定検査を受検もしくは実施すること。</u> (2) 電気主任技術者の監督範囲は、本施設及び特別高圧変電所の一部又は全部（実施設計の過程で監督官庁と協議の上認められた範囲に限る。）とする。	要求水準書_第5章_第3節_第1項_1) 第2 種電気主任技術者及び第2 種ボイラ・タービン主任技術者の選任、 <u>(配置)</u> 及び検査等 (1) <u>工事開始前に選任、(配置)</u> した第2種電気主任技術者及び第2種ボイラ・タービン主任技術者は、 <u>電気工作物の維持管理に必要な各種手続き等を行うとともに法定検査を受検もしくは実施すること。</u> (2) 電気主任技術者の監督範囲は、本施設及び特別高圧変電所・市本庁舎・市総合体育館・緑町コミュニティセンターの一部又は全部（実施設計の過程で監督官庁と協議の上認められた範囲に限る。）とする。
116	1 要求	要求水準書_第5章_第3節_第1項_3)本施設の点検・検査等の実施 3) 本施設の点検・検査等の実施 (1) 運営事業者は、維持管理業務仕様書及び維持管理計画書に基づき、本施設のプラント設備・建築・照明・採光設備・給排水衛生設備・空調設備・その他本施設において点検・検査が必要な施設等の点検・検査を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等の第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。	要求水準書_第5章_第3節_第1項_3)本施設の点検・検査等の実施 3) 本施設の点検・検査等の実施 <u>運営事業者は以下の項目を参考とし、必要な本施設の点検・検査等を実施すること。詳細については、事業者による【提案】とする。</u> (1) 運営事業者は、維持管理業務仕様書及び維持管理計画書に基づき、本施設のプラント設備・建築・照明・採光設備・給排水衛生設備・空調設備・その他本施設において点検・検査が必要な施設等の点検・検査を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等の第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。
117	1 要求	要求水準書_第5章_第3節_3. 樹木等植栽管理 <u>運営事業者は、維持管理業務仕様書及び維持管理計画に基づき、事業者管理用地内における植栽及び構内を巡回点検し、剪定、芝刈、施肥、病虫害防除、抜根除草、灌水等を行うものとする。</u>	要求水準書_第5章_第3節_3. 樹木等植栽管理 <u>運営事業者が設置した事業者管理用地内における樹木等植栽管理については、市管理用地を含め、市が統括的に行うものとする。ただし、本施設に事業者が設置した壁面緑化及び屋上緑化については、運営事業者が樹木等植栽管理を行うものとする。</u>
118	1 要求	要求水準書_第5章_第3節_第5項_2)見学者対応 見学者への対応は、市が運営事業者と連携して適切に行うものとする。参考に既存クリーンセンターにおける最近の見学者来場実績を表-5に提示する。	要求水準書_第5章_第3節_第5項_2)見学者対応 見学者への対応は、市が運営事業者と連携して適切に行うものとする。参考に既存クリーンセンターにおける最近の見学者来場実績を表-5に提示する。 <u>ただし、本施設の竣工後は、市外の見学者が増加することが予想されるため、その際は運営事業者は市に協力すること。</u>
119	1 要求	要求水準書_第5章_第3節_第5項_3)環境学習やワークショップ等のサービス提供 運営事業者は、本施設を利用する市民や見学者等に対して、見学スペースやコミュニティスペースを利用し、多様な環境学習やワークショップ等のサービスを提供するとともに、運営事業者も積極的に参加し、コミュニティの形成に協力すること。詳細については、事業者による【提案】とする。	要求水準書_第5章_第3節_第5項_3)環境学習やワークショップ等のサービス提供 運営事業者は、本施設を利用する市民や見学者等に対して、見学スペースやコミュニティスペースを利用し、 <u>市民や見学者等のニーズに対応する多様な環境学習やワークショップ等のサービスを提供するとともに、運営事業者も積極的に参加し、コミュニティの形成に協力すること。詳細については、事業者による【提案】とする。なお、基本的なサービス内容については、市及び地元市民と十分に協議の上で決定するものとする。</u>

番号	資料名	修正前	修正後
120	1 要求	<p>要求水準書_第5章_第3節_第7項_2)_(1)維持管理業務仕様書</p> <p>運営事業者は、施設運営開始前までに本施設における維持管理に関する業務仕様書を作成し、市の承諾を得ること。 維持管理業務仕様書には、本施設の日常及び定期の点検・検査、補修・更新、清掃管理、<u>樹木等植栽管理</u>、警備、地元市民等対応について仕様を明記するものとする。業務仕様書の内容については、事業者からの提案を参考に、運営事業者及び市と協議の上、決定するものとする。</p>	<p>要求水準書_第5章_第3節_第7項_2)_(1)維持管理業務仕様書</p> <p>運営事業者は、施設運営開始前までに本施設における維持管理に関する業務仕様書を作成し、市の承諾を得ること。 維持管理業務仕様書には、本施設の日常及び定期の点検・検査、補修・更新、清掃管理、警備、地元市民等対応について仕様を明記するものとする。業務仕様書の内容については、事業者からの提案を参考に、運営事業者及び市と協議の上、決定するものとする。</p>
121	1 要求	<p>要求水準書_第5章_第3節_第7項_2)_(3)維持管理報告書</p> <p><u>④ 樹木等植栽管理報告書</u> 運営事業者は、本施設の維持管理計画書に基づき、<u>樹木等の日常及び定期管理を実施した上で、樹木等植栽管理報告書を作成し、市に提出すること。</u></p>	<p>要求水準書_第5章_第3節_第7項_2)_(3)維持管理報告書</p> <p>(削除)</p>
122	1 要求	<p>要求水準書_第5章_第4節_1. 業務期間終了時の機能検査</p> <p><u>運営事業者は、業務期間終了後も、施設運営の適切な履行を行うことを前提に、15年間にわたり継続使用することに支障のない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を市立会いの下に実施すること。</u> <u>当該検査の結果、本施設が業務期間終了後も継続して15年間にわたり使用することに支障がない状態であることを確認したことをもって、市は事業期間の終了を確認することとする。15年間にわたる使用に支障がある場合には、運営事業者は自らの費用負担において、必要な修復などを実施すること。</u></p>	<p>要求水準書_第5章_第4節_1. 業務期間終了時の機能保持</p> <p><u>(1)施設運営期間の終了日の5年前から、施設運営期間の終了後も15年間にわたり継続使用することに支障のない状態であることを確認することとし、市と運営事業者は、当該確認の内容に基づいて必要に応じて協議すること。</u> <u>(2)運営事業者は、当該協議の結果を反映した修繕計画書に基づいて施設運営期間の終了日までに必要な修繕を行う他、必要となる資料を整備して市の承認を受けること。</u> <u>(3)施設運営期間終了後から1年の間に、運営事業者の施設運営業務の実施内容に起因する性能未達が指摘された場合は、運営事業者が改修等の必要な対応を行い、通常の施設運営に支障のない状態に改善すること。</u></p>
123	1 要求	<p>要求水準書_第5章_第4節_第4項_3)運営業務全般に係る指導</p> <p>(2) 新たな運営事業者に対して約6ヶ月間指導期間を設け、指導内容は運営事業者に対する内容と同様とし、その費用は運営事業者が負担すること。</p>	<p>要求水準書_第5章_第4節_第4項_3)運営業務全般に係る指導</p> <p>(2) 新たな運営事業者に対して<u>施設運営業務の終了時まで</u>に約6ヶ月間指導期間を設け、指導内容は運営事業者に対する内容と同様とし、その費用は運営事業者が負担すること。</p>
基本協定			
124	2 協定	<p>基本協定第4条第3項</p> <p>第1項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。</p>	<p>基本協定第4条第3項</p> <p>第1項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。<u>ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</u></p>
125	2 協定	<p>基本協定第5条第1項</p> <p>基本協定の有効期間は、基本協定締結の日から<u>事業契約</u>に定める本事業の終了日までとする。ただし、施設整備請負契約の本契約が締結に至らない場合は、市が施設整備請負契約の本契約が締結に至らないと判断して代表企業に通知した日までとする。</p>	<p>基本協定第5条第1項 (よりわかりやすい形に修正)</p> <p>基本協定の有効期間は、基本協定締結の日から<u>基本契約</u>に定める本事業の終了日までとする。ただし、施設整備請負契約の本契約が締結に至らない場合は、市が施設整備請負契約の本契約が締結に至らないと判断して代表企業に通知した日までとする。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
126	2 協定	<p>基本協定第15条第4項</p> <p>市は、<u>事業契約</u>の締結がなされる前に事業者のいずれかが事業契約に関して以下の各号のいずれかに該当したときは、事業契約を締結しないことができる。</p> <p>基本協定第15条第5項</p> <p>市は、<u>事業契約</u>の締結前に事業者のいずれかにおいて、次各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、事業契約を締結しないことができる。</p>	<p>基本協定第15条（入札説明書_20_(3)_事業契約を締結しない場合との整合（入札説明書20_(3)_アの削除が可能。）） (No. 252関連)</p> <p>新第4項を加筆 市は、<u>施設整備請負契約の本契約</u>の締結がなされる前に事業者のいずれかが本事業に係る入札において定められた入札参加資格を欠くこととなった場合は、<u>事業契約を締結せず、又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができる。</u></p> <p>第4項を第5項に変更 市は、<u>施設整備請負契約の本契約</u>の締結がなされる前に事業者のいずれかが事業契約に関して以下の各号のいずれかに該当したときは、<u>事業契約を締結せず、又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができる。</u></p> <p>第5項を第6項に変更 市は、<u>施設整備請負契約の本契約</u>の締結前に事業者のいずれかにおいて、次各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、<u>事業契約を締結せず、又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができる。</u></p>
127	2 協定	<p>基本協定第17条 <u>(談合等不正行為に係る賠償の予定)</u></p> <p>第1項 事業者のいずれかが第15条第4項各号のいずれかに該当したときは、事業契約の不成立又は解除にかかわらず、本事業の入札手続において事業者が入札書に記載した入札金額の100分の20に相当する金額を賠償金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1) 第15条<u>4</u>項に掲げる場合において、命令、審決又は刑罰の対象となる行為が不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。</p> <p>(2) 第15条第<u>4</u>項第五号に掲げる場合において、事業者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき（当該確定した刑が同条の刑のほか、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第三号を除く。）若しくは第95条第1項（第二号及び第三号を除く。）の刑であるときを除く。）</p>	<p>基本協定第17条 <u>(不公正入札等に係る賠償の予定)</u></p> <p>第1項 事業者のいずれかが第15条第4項、<u>第5項各号のいずれか又は第6項各号のいずれかに</u>該当したときは、事業契約の不成立又は解除にかかわらず、本事業の入札手続において事業者が入札書に記載した入札金額の100分の20に相当する金額を賠償金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1) 第15条<u>5</u>項に掲げる場合において、命令、審決又は刑罰の対象となる行為が不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。</p> <p>(2) 第15条第<u>5</u>項第五号に掲げる場合において、事業者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき（当該確定した刑が同条の刑のほか、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第三号を除く。）若しくは第95条第1項（第二号及び第三号を除く。）の刑であるときを除く。）</p>
128	2 協定		<p>基本協定別紙1に追加</p> <p>17 <u>「事業契約」とは、基本契約、施設整備請負契約（仮契約を含む。）及び運営業務委託契約の総称をいう。</u></p>
基本契約			
129	3 契約	<p>基本契約第5条第3項</p> <p>第1項の定めにかかわらず、市並びに事業者及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方当事者の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。</p>	<p>基本契約第5条第3項</p> <p>第1項の定めにかかわらず、市並びに事業者及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方当事者の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。<u>ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
130	3 契約	基本契約第 5 条第 3 項 (条文追加)	基本契約第 5 条第 3 項 <u>(6) 市が本事業に関して武蔵野市議会及び武蔵野市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合</u>
131	3 契約	基本契約第 6 条 (共通事項) 第 1 項 事業契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、指示、要請、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。	基本契約第 6 条 (共通事項) 第 1 項 事業契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、指示、要請、質問、回答、 <u>改善勧告</u> 及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。
132	3 契約	基本契約第 9 条 (権利義務の譲渡等) _第 4 項 4 市は、施設運営企業が運営事業者の経営又は施設運営業務の適正かつ確実な遂行を阻害し、又は施設運営業務に関与することが適当でない者となった場合は、運営事業者 に当該者との 契約を解除するよう求めることができるものとする。	基本契約第 9 条 (権利義務の譲渡等) _第 4 項 4 市は、施設運営企業が運営事業者の経営又は施設運営業務の適正かつ確実な遂行を阻害し、又は施設運営業務に関与することが適当でない <u>と認める</u> 場合は、運営事業者 に当該者との 契約を解除するよう求めることができるものとする。
133	3 契約	基本契約第 10 条 (株主等の役割) _第 2 項 2 運営事業者の株主である事業者は、基本契約が効力を失うまでの期間において、次の事項を市に対して誓約し、遵守する。 (1) 運営事業者の株主による運営事業者の株式の保有割合及び運営事業者の資本金額については、別紙 3 のとおり必要な新株を引き受けること。ただし、市の承諾を受けたときは、この限りでない。	基本契約第 10 条 (株主等の役割) _第 2 項 2 運営事業者の株主である事業者は、基本契約が効力を失うまでの期間において、次の事項を市に対して誓約し、遵守する。 (1) 運営事業者の株主による運営事業者の株式の保有割合及び運営事業者の資本金額については、別紙 3 のとおりとし、 <u>運営事業者の株主である事業者は必要な新株を引き受けること。</u> ただし、市の承諾を受けたときは、この限りでない。
134	3 契約	基本契約第 21 条第 1 項 運営事業者は、各事業年度の 8 月末日までに翌事業年度の経営計画を市に提出するとともに確認を受けるものとする。	基本契約第 21 条第 1 項 運営事業者は、各事業年度の 8 月末日までに翌事業年度の経営計画を市に提出するとともに確認を受けるものとする。 <u>ただし、運営事業者が経営計画を提出した後に経営計画を変更する必要があると判断したときは、直ちに市との協議を行い、変更後の経営計画を市に提出しなければならない。</u>
135	3 契約	基本契約第 31 条 (談合等不正行為による解除) _第 1 項 1 本事業に係る入札に関して事業者の <u>いずれかに次に定めるいずれかの事由が生じた</u> ときは、市は、事業契約の全てを解除することができる。	基本契約第 31 条 (談合等不正行為による解除) _第 1 項 1 本事業に係る入札に関して事業者の <u>いずれかが次の各号のいずれかに該当する</u> ときは、市は、事業契約の全てを解除することができる。
136	3 契約	基本契約第 31 条 (談合等不正行為による解除) _第 5 項 <u>第 2 項</u> の規定は、市の実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき市が賠償を請求することを妨げない。	基本契約第 31 条 (談合等不正行為による解除) _第 5 項 <u>第 3 項本文</u> の規定は、市の実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき市が賠償を請求することを妨げない。
137	3 契約		基本契約別紙 1 に追加 28 <u>「事業者」とは、基本協定の締結当事者である民間事業者の総称をいう。</u>

番号	資料名	修正前	修正後
138	4 整備	<p>頭書</p> <p>新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）における新武蔵野クリーンセンター（仮称）（以下「本施設」という。）の整備（以下「施設整備業務」という。）について、武蔵野市（以下「市」という。）と施設整備企業は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項による公正な請負契約（以下「施設整備請負契約」という。）の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>なお、施設整備請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、武蔵野市議会において施設整備請負契約の本契約の締結についての議決が得られるまでは仮契約とし、議決が得られた場合に本契約を締結する。ただし、施設整備請負契約の本契約の締結が可決されなかった場合は、施設整備請負契約の仮契約を無効とし、市は一切の責任を負わない。</p> <p>また、施設整備企業が共同企業体を結成している場合は、施設整備企業は、別に市に提出した共同企業体協定書により施設整備業務を共同連帯して実施する。</p> <p>施設整備請負契約の証として本書【●】通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。</p>	<p>頭書</p> <p>新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）における新武蔵野クリーンセンター（仮称）（以下「本施設」という。）の整備（以下「施設整備業務」という。）について、武蔵野市（以下「市」という。）と施設整備企業は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項による公正な請負契約（以下「施設整備請負契約」という。）の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>なお、施設整備請負契約は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、武蔵野市議会において施設整備請負契約の本契約の締結についての議決が得られるまでは仮契約とし、議決が得られた場合に本契約を締結する。ただし、施設整備請負契約の本契約の締結が可決されなかった場合は、施設整備請負契約の仮契約を無効とし、市は一切の責任を負わない。</u></p> <p>また、施設整備企業が共同企業体を結成している場合は、施設整備企業は、別に市に提出した共同企業体協定書により施設整備業務を共同連帯して実施する。</p> <p>施設整備請負契約の証として本書【●】通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。</p>
139	4 整備	<p>施設整備請負契約第5条第3項</p> <p>第1項の定めにかかわらず、市及び施設整備企業は、次の各号に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。</p>	<p>施設整備請負契約第5条第3項</p> <p>第1項の定めにかかわらず、市及び施設整備企業は、次の各号に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。<u>ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は施設整備企業との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</u></p>
140	4 整備	<p>施設整備請負契約第5条第3項</p> <p>(条文追加)</p>	<p>施設整備請負契約第5条第3項</p> <p><u>(6) 市が本事業に関して武蔵野市議会及び武蔵野市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合</u></p>
141	4 整備	<p>施設整備請負契約第7条（共通事項）</p> <p>7 施設整備請負契約で定められている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合は、法令等が特に定められた場合を除き、当該改正された法令等が<u>事業契約</u>に適用されるものとする。</p> <p>8 施設整備企業が共同企業体を結成している場合においては、市は、施設整備請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行った施設整備請負契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、施設整備企業は、市に対して行う施設整備請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>	<p>施設整備請負契約第7条（共通事項）</p> <p>7 施設整備請負契約で定められている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合は、法令等が特に定める場合を除き、当該改正された法令等が<u>施設整備請負契約</u>に適用されるものとする。</p> <p>8 施設整備企業が共同企業体を結成している場合においては、市は、施設整備請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行った施設整備請負契約に基づく全ての行為は、当該<u>共同企業体</u>の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、施設整備企業は、市に対して行う施設整備請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
142	4 整備	<p>施設整備請負契約第10条（施設整備企業の責任）_第1項</p> <p>1 施設整備企業は、基本契約及び施設整備請負契約に別途規定されている場合を除き、要求水準書等に基づいて施設整備業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、施設整備業務を適正かつ確実に実施するものとし、施設整備業務の実施に係る一切の責任を負うものとする。</p>	<p>施設整備請負契約第10条（施設整備企業の責任）_第1項</p> <p>1 施設整備企業は、基本契約及び施設整備請負契約に別途規定されている場合を除き、要求水準書等に基づいて施設整備業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、<u>要求水準を満たすように施設整備業務を適正かつ確実に実施するものとし、施設整備業務の実施に係る一切の責任を負うものとする。</u></p>
143	4 整備	<p>施設整備請負契約第11条第2項</p> <p>前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、施設整備費の100分の10以上としなければならない。</p>	<p>施設整備請負契約第11条第2項（入札説明書_13_(2)_アとの整合。）</p> <p>前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、施設整備費<u>（新工場棟の引渡し後においては新工場棟に相当する施設整備費を除いた残額）</u>の100分の10以上としなければならない。</p>
144	4 整備	<p>施設整備請負契約第13条第4項</p> <p>施設整備企業は、本施設の建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p>	<p>施設整備請負契約第13条第4項</p> <p>施設整備企業は、本施設の建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。<u>ただし、施設整備企業が、本施設の建設業務に関して、一括下請負の禁止について（平成4年12月17日建設省経建発第379号）二（2）に定める「実質的に関与」していると認められるは、この限りでない。</u></p>
145	4 整備	<p>施設整備請負契約第18条（著作権の侵害防止）_第2項</p> <p>2 施設整備企業は、成果物及び本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、<u>施設整備企業がその賠償の責を負い、又は必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>施設整備請負契約第18条（著作権の侵害防止）_第2項</p> <p>2 施設整備企業は、成果物及び本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、<u>当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、自らその賠償の責を負い、又は必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
146	4 整備	<p>施設整備請負契約第21条（かし担保）</p> <p>2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第59条第4項又は第5項（第66条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から要求水準書に定める期間とする。</p> <p>3 市は、成果物及び本施設の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに施設整備企業に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、施設整備企業がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>4 市は、成果物及び本施設が第1項のかしにより滅失又は毀損したときは、<u>第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。</u></p>	<p>施設整備請負契約第21条（かし担保）</p> <p>2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償は、第59条第4項又は第5項（第66条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から要求水準書に定める期間<u>請求できるもの</u>とする。</p> <p>3 市は、成果物及び本施設の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに施設整備企業に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、施設整備企業がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>4 市は、成果物及び本施設が第1項のかしにより滅失し、又は毀損したときは、<u>第2項に規定する期間内で、かつ、その滅失し、又は毀損した日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。</u></p>
147	4 整備	<p>施設整備請負契約第22条（監督員）_第5項</p> <p>5 市が監督員を置いた場合は、施設整備請負契約に定める市に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書及び実施設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。</p>	<p>施設整備請負契約第22条（監督員）_第5項</p> <p>5 市が監督員を置いた場合は、施設整備請負契約に定める市に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書及び実施設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、<u>当該請求等は、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
148	4 整備	<p>施設整備請負契約第23条（総括代理人）_第5項</p> <p>5 施設整備企業は、施設整備請負契約に定める指示等について、要求水準書及び実施設計図書に定めるものを除き、総括代理人を経由して行うものとする。この場合において、総括代理人に到達した日をもって施設整備企業に到達したものとみなす。</p>	<p>施設整備請負契約第23条（総括代理人）_第5項</p> <p>5 施設整備企業は、施設整備請負契約に定める指示等について、要求水準書及び実施設計図書に定めるものを除き、総括代理人を経由して行うものとする。この場合において、<u>市が施設整備企業に対して行う指示等は、</u>総括代理人に到達した日をもって施設整備企業に到達したものとみなす。</p>
149	4 整備	<p>施設整備請負契約第25条（現場代理人及び主任技術者等）_第3項</p> <p>3 現場代理人、主任技術者（<u>監理技術者</u>）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>	<p>施設整備請負契約第25条（現場代理人及び主任技術者等）_第3項</p> <p>3 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>
150	4 整備	<p>施設整備請負契約第27条（業績等の監視及び改善要求措置）_第2項</p> <p>市は、<u>前項による施設整備企業の報告によるほか、</u>必要に応じて実地にて確認を行い、施設整備業務の履行状況を監視する。</p>	<p>施設整備請負契約第27条（業績等の監視及び改善要求措置）_第2項</p> <p>市は、<u>前項の規定による報告のほか、</u>必要に応じて実地にて確認を行い、施設整備業務の履行状況を監視する。</p>
151	4 整備	<p>施設整備請負契約第27条（業績等の監視及び改善要求措置）_第7項</p> <p>市は、<u>第4項に定める改善復旧計画書が提出されない場合、又は第6項に定める改善復旧計画書に定められた期限までに改善又は復旧が図られたことを確認できない場合等は、</u>再度、第3項に定める改善勧告を行うものとする。</p>	<p>施設整備請負契約第27条（業績等の監視及び改善要求措置）_第7項</p> <p>市は、<u>第4項の改善復旧計画書が提出されない場合、又は改善復旧計画書に定められた期限までに改善又は復旧が図られたことを確認できない場合は、</u>再度、第3項に定める改善勧告を行うものとする。</p>
152	4 整備	<p>施設整備請負契約第29条（遅延利息）_第2項</p> <p>2 施設整備企業が、施設整備請負契約に基づく市への支払を遅延した場合は、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における<u>前項に定める遅延利息の率</u>を乗じて得た額の遅延利息を市に支払わなければならない。</p>	<p>施設整備請負契約第29条（遅延利息）_第2項</p> <p>2 施設整備企業が、施設整備請負契約に基づく市への支払を遅延した場合は、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における遅延利息の率を乗じて得た額の遅延利息を市に支払わなければならない。</p>
153	4 整備	<p>施設整備請負契約第31条第2項</p> <p>施設整備企業は、前項ただし書きに定める場合を除き、施設整備業務を実施するために必要な許認可の取得若しくは維持又は必要な届出に関する責任及び損害（許認可取得の遅延が生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとする。</p>	<p>施設整備請負契約第31条第2項</p> <p>施設整備企業は、前項ただし書きに定める場合を除き、施設整備業務を実施するために必要な許認可の取得若しくは維持又は必要な届出に関する責任及び損害（許認可取得の遅延が生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとする。<u>ただし、施設整備企業が自らの責めに帰すことができない事由により許認可の取得が遅延したことを明らかにした場合は、当該遅延により生じた増加費用の負担については市との間での協議により定めるものとする。</u></p>
154	4 整備	<p>施設整備請負契約第32条（条件変更等）_第1項</p> <p>施設整備企業は、施設整備業務の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 要求水準書の内容に矛盾又は相違があること。</p> <p>(2) 要求水準書に<u>誤謬</u>又は脱漏があること。</p> <p>(3) 要求水準書の表示が明確でないこと。</p>	<p>施設整備請負契約第32条（条件変更等）_第1項</p> <p>施設整備企業は、施設整備業務の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 要求水準書の内容に矛盾又は相違があること。</p> <p>(2) 要求水準書に<u>誤り</u>又は脱漏があること。</p> <p>(3) 要求水準書の表示が明確でないこと。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
155	4 整備	<p>施設整備請負契約第32条（条件変更等）_第4項</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の<u>事実</u>が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書を訂正する必要があるものは市が行い、設計図書を訂正する必要があるものは市が指示して施設整備企業が行う。</p>	<p>施設整備請負契約第32条（条件変更等）_第4項</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項<u>各号に掲げる事実</u>が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、要求水準書<u>又は設計図書</u>の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書を訂正する必要があるものは市が行い、設計図書を訂正する必要があるものは市が指示して施設整備企業が行う。</p>
156	4 整備	<p>施設整備請負契約第32条第5項</p> <p>前項の規定により要求水準書<u>並びに</u>設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認めるときは、施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、又は施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>施設整備請負契約第32条第5項</p> <p>前項の規定により要求水準書<u>又は</u>設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認め<u>られる</u>ときは、施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、又は施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p>
157	4 整備	<p>施設整備請負契約第33条</p> <p>市は、前条第4項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、要求水準書を変更し、又は施設整備企業に設計図書を変更させることができる。この場合において、市は、必要があると認めるときは施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、または施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>施設整備請負契約第33条</p> <p>市は、前条第4項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、要求水準書を変更し、又は施設整備企業に設計図書を変更させることができる。この場合において、市は、必要があると認め<u>られる</u>ときは施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、または施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p>
158	4 整備	<p>施設整備請負契約第45条（法令変更による措置）_第4項</p> <p>4 施設整備請負契約の締結後において、法令等の変更等により、施設整備業務の実施に関して施設整備企業に合理的な増加費用が発生した場合は、次に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により市の支払額が増加する場合は、<u>次の各号にかかわらず</u>市が当該増加費用を負担する。</p>	<p>施設整備請負契約第45条（法令変更による措置）_第4項</p> <p>4 施設整備請負契約の締結後において、法令等の変更等により、施設整備業務の実施に関して施設整備企業に合理的な増加費用が発生した場合は、次に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により市の支払額が増加する場合は、市が当該増加費用を負担する。</p>
159	4 整備	<p>施設整備請負契約第52条（建設業務）_第6項</p> <p>6 施設整備企業は、<u>前項の場合において</u>、指定された要件を満たさない残渣等について、施設整備企業の責任において適切に運搬、処理又は処分を行う。</p>	<p>施設整備請負契約第52条（建設業務）_第6項</p> <p>6 施設整備企業は、<u>前項の規定による確認の結果</u>、指定された要件を満たさない残渣等について、施設整備企業の責任において適切に運搬、処理又は処分を行う。</p>
160	4 整備	<p>施設整備請負契約第69条（債務負担行為に係る契約の前払金の特則）</p>	<p>(条文削除) ※以降、条文番号変更</p>
161	4 整備	<p>施設整備請負契約第70条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）_第3項</p> <p>3 各会計年度において、部分払を請求できる<u>回数</u>は、第65条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	<p>施設整備請負契約第69条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）_第3項</p> <p>3 各会計年度において、部分払を請求できる<u>限度額</u>は、第65条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>
162	4 整備	<p>施設整備請負契約第73条（市の解除権）_第1項</p> <p>(3) 施設整備企業が第23条第1項に掲げる者を設置しなかつたとき。</p>	<p>施設整備請負契約第72条（市の解除権）_第1項</p> <p>(3) 施設整備企業が第23条第1項の<u>総括代理人</u>を設置しなかつたとき。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
163	4 整備	<p>施設整備請負契約第74条（談合その他不正行為による解除）</p> <p>市は、施設整備企業が施設整備請負契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、施設整備請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) <u>事業者</u>が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。</p> <p>(2) <u>事業者</u>が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第50条第4項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。</p> <p>(3) <u>事業者</u>が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。</p> <p>(4) <u>事業者</u>が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</p> <p>(5) <u>事業者</u>又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。</p>	<p>施設整備請負契約第73条（談合その他不正行為による解除）</p> <p>市は、施設整備企業が施設整備請負契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、施設整備請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) <u>施設整備企業</u>が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。</p> <p>(2) <u>施設整備企業</u>が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第50条第4項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。</p> <p>(3) <u>施設整備企業</u>が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。</p> <p>(4) <u>施設整備企業</u>が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</p> <p>(5) <u>施設整備企業</u>又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。</p>
164	4 整備	<p>施設整備請負契約第80条（保険の付保）_第2項</p> <p>2 施設整備企業は、前項の規定にかかわらず事業者提案に基づいて自らの責任と費用負担により、施設整備業務の実施に必要な保険を付保することができるものとし、当該保険を付保したときは、直ちにその旨を市に通知しなければならない。</p>	<p>施設整備請負契約第79条（保険の付保）_第2項</p> <p>2 施設整備企業は、前項の規定によるもののほか、事業者提案に基づいて自らの責任と費用負担により、施設整備業務の実施に必要な保険を付保することができるものとし、当該保険を付保したときは、直ちにその旨を市に通知しなければならない。</p>
165	4 整備	<p>施設整備請負契約第84条（建設業務に関するあっせん又は調停）_第2項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（<u>監視技術者</u>）、専門技術者その他施設整備企業が建設業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は監理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第26条第3項の規定により施設整備企業が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市が決定を行った後又は市若しくは施設整備企業が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、市及び施設整備企業は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>	<p>施設整備請負契約第84条（建設業務に関するあっせん又は調停）_第2項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他施設整備企業が建設業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は監理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第26条第3項の規定により施設整備企業が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市が決定を行った後又は市若しくは施設整備企業が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、市及び施設整備企業は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>

運営業務委託契約

番号	資料名	修正前	修正後
166	5 運営	<p>運営業務委託契約第5条第3項</p> <p>第1項の定めにかかわらず、市及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。</p>	<p>運営業務委託契約第5条第3項</p> <p>第1項の定めにかかわらず、市及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。<u>ただし、開示されることにより運営事業者の権利が著しく損なわれると認められるような運営事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は運営事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</u></p>
167	5 運営	<p>運営業務委託契約第7条（指示等及び協議の書面主義）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があると認める場合は、市及び運営事業者は、<u>前項に規定する指示等を</u>口頭で行うことができる。この場合において、市及び運営事業者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。</p>	<p>運営業務委託契約第7条（指示等及び協議の書面主義）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があると認める場合は、市及び運営事業者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び運営事業者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。</p>
168	5 運営	<p>運営業務委託契約第12条第1項</p> <p>運営事業者は、<u>運営業務委託契約の効力を発する時までに、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第四号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。</u></p>	<p>運営業務委託契約第12条第1項</p> <p>運営事業者は、<u>施設運営期間にわたり、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。この場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。</u></p>
169	5 運営	<p>運営業務委託契約第12条（契約の保証）_第3項</p> <p>3 第1項の規定により、<u>施設整備企業が</u>同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p>	<p>運営業務委託契約第12条（契約の保証）_第3項</p> <p>3 第1項の規定により、<u>運営事業者が</u>同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p>
170	5 運営	<p>運営業務委託契約第13条（権利義務の譲渡等）_第1項</p> <p>1 運営事業者は、運営業務委託契約上の地位又は運営業務委託契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。<u>ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りでない。</u></p>	<p>運営業務委託契約第13条（権利義務の譲渡等）_第1項</p> <p>1 運営事業者は、<u>市の事前の承諾を得た場合を除き、</u>運営業務委託契約上の地位又は運営業務委託契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。</p>
171	5 運営	<p>運営業務委託契約第15条（著作物の利用等）</p> <p>1 市は、運営業務成果物について、<u>これらが著作物に該当するか否かにかかわらず、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。</u></p>	<p>運営業務委託契約第15条（著作物の利用等）</p> <p>1 市は、運営業務成果物について、著作物に該当するか否かにかかわらず、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。</p>
172	5 運営	<p>運営業務委託契約第17条（著作権の侵害防止）_第2項</p> <p>2 運営事業者は、運営業務成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、運営事業者がその賠償の責を負い、又は必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>運営業務委託契約第17条（著作権の侵害防止）_第2項</p> <p>2 運営事業者は、運営業務成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、<u>当該第三者に対して</u>損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、<u>自ら</u>運営事業者がその賠償の責を負い、又は必要な措置を講ずるものとする。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
173	5 運営	<p>運営業務委託契約第21条（監視員）_第5項</p> <p>5 市が監視員を置いた場合は、運営業務委託契約に定める市に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監視員を経由して行うものとする。この場合において、監視員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。</p>	<p>運営業務委託契約第21条（監視員）_第5項</p> <p>5 市が監視員を置いた場合は、運営業務委託契約に定める市に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監視員を経由して行うものとする。この場合において、<u>当該請求等は</u>監視員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。</p>
174	5 運営	<p>運営業務委託契約第22条（総括責任者）_第4項</p> <p>4 運営業務委託契約に定める運営事業者に対する指示等について、要求水準書に定めるものを除き、総括責任者を経由して行うものとする。この場合において、総括責任者に到達した日をもって運営事業者に到達したものとみなす。</p>	<p>運営業務委託契約第22条（総括責任者）_第4項</p> <p>4 <u>市は、</u>運営業務委託契約に定める運営事業者に対する指示等について、要求水準書に定めるものを除き、総括責任者を経由して行うものとする。この場合において、<u>当該指示等は、</u>総括責任者に到達した日をもって運営事業者に到達したものとみなす。</p>
175	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第27条（費用負担等）_第1項</p> <p>運営事業者は、次に定める施設運営業務の実施に必要な費用その他運営業務委託契約上の義務の履行に必要な一切の費用について、運営業務委託契約において特別の定めがある場合を除き、全て運営事業者が負担する。</p> <p>(1) 施設運営業務の実施に必要な水光熱費（電気及び都市ガスの使用に係る費用を除き、助燃装置の稼働による都市ガスの使用に係る費用を含む。）。</p> <p>(2) 施設運営業務の実施に必要な電気及び都市ガスの使用量が、事業者提案に示した使用量の20%を超えた場合は、20%を超えた分に相当する電気及び都市ガスの使用に係る費用</p> <p>(3) 施設運営業務による要求水準未達への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受け入れできない処理対象物を他の廃棄物処理施設まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用等を含む。）</p>	<p>運営業務委託契約書_第27条_第1項（費用負担等）</p> <p>運営事業者は、次に定める施設運営業務の実施に必要な費用その他運営業務委託契約上の義務の履行に必要な一切の費用について、運営業務委託契約において特別の定めがある場合を除き、全て運営事業者が負担する。<u>なお、次の2号に該当する費用については、1年を超えない期間における実績値に基づき市と運営事業者で協議し、運営事業者はその該当する費用を市に支払うものとする。</u></p> <p>(1) 施設運営業務の実施に必要な水光熱費（電気及び都市ガスの使用に係る費用を除き、助燃装置の稼働による都市ガスの使用に係る費用を含む。）。<u>及び薬剤等の費用</u></p> <p>(2) 施設運営業務の実施に必要な電気及び都市ガスの使用量が、事業者提案に示した使用量の20%を超えた場合は、20%を超えた分に相当する電気及び都市ガスの使用に係る費用<u>（契約電力を超えた際の係る費用等も含む。）</u></p> <p>(3) 施設運営業務による要求水準未達への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受け入れできない処理対象物を他の廃棄物処理施設まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用等を含む。）</p>
176	5 運営	<p>運営業務委託契約第28条（許認可の取得等）_第1項</p> <p>1 運営事業者は、施設運営業務を実施するために必要な一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合は、市が必要な措置を講ずるものとし、<u>当該措置について運営事業者に協力を求めた場合は、運営事業者はこれに応じるものとする。</u></p>	<p>運営業務委託契約第28条（許認可の取得等）_第1項</p> <p>1 運営事業者は、施設運営業務を実施するために必要な一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合は、市が必要な措置を講ずるものとし、<u>当該措置について運営事業者は協力しなければならない。</u></p>
177	5 運営	<p>運営業務委託契約第29条（条件変更等）</p> <p>1 運営事業者は、施設運営業務の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監視員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 要求水準書の内容に矛盾又は相違があること。</p> <p>(2) 要求水準書に<u>誤謬</u>又は脱漏があること。</p>	<p>運営業務委託契約第29条（条件変更等）</p> <p>1 運営事業者は、施設運営業務の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監視員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 要求水準書の内容に矛盾又は相違があること。</p> <p>(2) 要求水準書に<u>誤り</u>又は脱漏があること。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
178	5 運営	<p>運営業務委託契約第31条（施設運営期間の変更方法）_第2項</p> <p>2 前項の協議開始の日については、市が運営事業者の意見を聴いて定め、運営事業者に通知するものとする。</p>	<p>運営業務委託契約第31条（施設運営期間の変更方法）_第2項</p> <p>2 前項の協議開始の日については、市が運営事業者の意見を聴いて定め、運営事業者に通知するものとする。<u>ただし、市が施設運営期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、施設整備企業は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。</u></p>
179	5 運営	<p>運営業務委託契約第34条（第三者に及ぼした損害等）_第1項</p> <p>施設運営業務の実施により第三者に及ぼした損害をについて、<u>当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、運営事業者がその損害を賠償する。</u>ただし、その損害（第79条により付保された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。</p>	<p>運営業務委託契約第34条（第三者に及ぼした損害等）_第1項</p> <p>施設運営業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、<u>運営事業者がその損害を賠償しなければならない。</u>ただし、その損害（第79条により付保された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。</p>
180	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第35条（法令変更による措置）_第6項</p> <p>6 運営業務委託契約の締結後において、法令等の変更等により、施設運営業務の実施に関して運営事業者に合理的な増加費用が発生した場合は、次に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により市の支払額が増加する場合は、<u>次の各号にかかわらず市が当該増加費用を負担する。</u></p>	<p>運営業務委託契約書_第35条（法令変更による措置）_第6項</p> <p>6 運営業務委託契約の締結後において、法令等の変更等により、施設運営業務の実施に関して運営事業者に合理的な増加費用が発生した場合は、次に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により市の支払額が増加する場合は、市が当該増加費用を負担する。</p>
181	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第35条（法令変更による措置）_第6項_第2号</p> <p>民間事業者に広く一般に適用される関係法令、許認可の変更等に係るものについては、運営事業者が当該増加費用を負担する。</p>	<p>運営業務委託契約書_第35条（法令変更による措置）_第6項_第2号</p> <p>民間事業者に広く一般に適用される関係法令、許認可の変更等に係るものについては、運営事業者が当該増加費用を負担する。<u>ただし、施設運営業務の遂行上重大な支障があると認められる場合は、市及び運営事業者は、当該増加費用の負担について協議するものとする。</u></p>
182	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第39条（施設運営業務）</p> <p>2 <u>運営事業者は、要求水準書等及び運営マニュアルを踏まえ、本施設の運転管理計画及び維持管理計画を作成して市に提出し、その確認を受けるものとする。</u></p> <p>3 <u>運営事業者は、要求水準書等のほか、運営マニュアル、運転管理計画及び維持管理計画を定め、施設運営業務を行うものとする。</u></p>	<p>運営業務委託契約書_第39条（施設運営業務）</p> <p>2 <u>運営事業者は、要求水準書等のほか、運営マニュアル、運転管理計画及び維持管理計画を定め、施設運営業務を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>運営事業者は、要求水準書等及び運営マニュアルを踏まえ、本施設の運転管理計画及び維持管理計画を作成して市に提出し、その確認を受けるものとする。</u></p>
183	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第43条（施設運営業務の不能等）_第1項</p> <p>1 運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル、運転管理計画及び維持管理計画に基づく施設運営業務を実施することができなくなったとき又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに市に報告しなければならない。</p>	<p>運営業務委託契約書_第43条（施設運営業務の不能等）_第1項</p> <p>1 運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル、運転管理計画及び維持管理計画に基づく施設運営業務を実施することができなくなったとき又はそのおそれがあると認めるとき（以下「施設運営業務の不能等」という。）は、直ちに市に報告しなければならない。</p>
184	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第52条（処理不適物の取扱い）_第1項</p> <p>1 運営事業者は、新工場棟で処理を行うことが困難又は不相当と判断される処理不適物について、搬入された一般廃棄物等から可能な限り取り除くよう努めなければならない。</p>	<p>運営業務委託契約書_第52条（処理不適物の取扱い）_第1項</p> <p>1 運営事業者は、新工場棟で処理を行うことが困難又は不相当と判断される処理不適物（以下「処理不適物」という。）について、搬入された一般廃棄物等から可能な限り取り除くよう努めなければならない。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
185	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第54条（市のモニタリング）_第1項</p> <p>3 市は、前項の<u>計測及び検査等</u>の業務を法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。</p>	<p>運営業務委託契約書_第54条（市のモニタリング）_第1項</p> <p>3 市は、前項の<u>検査、計測等</u>の業務を法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。</p>
186	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第57条（停止基準値）_第1項</p> <p>1 市又は運営事業者は、計測等の結果、要求水準書に定める停止基準値に達したことが判明した場合は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、運営事業者は、要求水準書に従い、直ちに本施設の全部又は一部の運転を停止し、原因の究明に努め、要求水準を満たす正常な運転が再開されるよう本施設の補修、施設運営業務の改善等を行わなければならない。</p>	<p>運営業務委託契約書_第57条（停止基準値）_第1項</p> <p>1 市又は運営事業者は、<u>検査</u>、計測等の結果、要求水準書に定める停止基準値に達したことが判明した場合は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、運営事業者は、要求水準書に従い、直ちに本施設の全部又は一部の運転を停止し、原因の究明に努め、要求水準を満たす正常な運転が再開されるよう本施設の補修、施設運営業務の改善等を行わなければならない。</p>
187	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第59条（施設運営費の減額）</p> <p>2 運営事業者が、前条第4項の規定による期間内に、運営業務委託契約の不履行（要求水準の未達成の場合を除く。以下、本項において同じ。）を是正しないとき、市が適当と認める内容の是正計画書を提出しないとき、又は運営事業者が提出した是正計画書の内容を履行しないときは、当該期間を経過したときから運営事業者が不履行を是正したとき、市が適当と認める是正計画書を提出したとき又は是正計画書の内容を履行して市の確認を受けたときまでの間に相当する施設運営費のうちの固定費の5パーセントを減額できるものとする。</p>	<p>運営業務委託契約書_第59条（施設運営費の減額）</p> <p>2 運営事業者が、前条第4項の規定による期間内に、運営業務委託契約の不履行（要求水準の未達成の場合を除く。以下、本項において同じ。）を是正しないとき、<u>不履行に対し</u>市が適当と認める内容の是正計画書を提出しないとき、又は<u>不履行に対し</u>運営事業者が提出した是正計画書の内容を履行しないときは、当該期間を経過したときから運営事業者が不履行を是正したとき、市が適当と認める是正計画書を提出したとき又は是正計画書の内容を履行して市の確認を受けたときまでの間に相当する施設運営費のうちの固定費の5パーセントを減額できるものとする。</p>
188	5 運営	<p>運営業務委託契約第65条第1項</p> <p>運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い本施設において運転することにより発生する余熱を利用して発電を行うものとし、発電した電気を本施設で利用するほか、余剰電力については特定供給先に供給し、さらに余剰がある場合は第三者に売電する。この場合において、売電による<u>費用</u>は、市の収入とする。</p>	<p>運営業務委託契約第65条第1項</p> <p>運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い本施設において運転することにより発生する余熱を利用して発電を行うものとし、発電した電気を本施設で利用するほか、余剰電力については特定供給先に供給し、さらに余剰がある場合は第三者に売電する。この場合において、売電による<u>売り上げ</u>は、市の収入とする。</p>
189	5 運営	<p>運営業務委託契約第65条第2項</p> <p>市は、前項の発電による<u>発電量</u>が事業者提案に示された発電量を【20】%を超えて下回る場合は、第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する。ただし、発電量が下回った原因が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、減額は行わないものとする。</p>	<p>運営業務委託契約第65条第2項</p> <p>市は、前項の発電による<u>年間総発電量</u>が事業者提案に示された発電量を20%を超えて下回る場合は、第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する。ただし、発電量が下回った原因が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、減額は行わないものとする。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
190	5 運営	<p>運営業務委託契約第66条（熱供給等）</p> <p>1 運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い本施設を運転することにより発生する低圧蒸気を本施設で利用するほか、特定供給先に供給する。</p> <p>2 市は、前項の低圧蒸気の<u>発生量</u>が事業者提案に示された<u>発生量</u>を20%を超えて下回る場合は、第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する。ただし、低圧蒸気の<u>発生量</u>が下回った原因が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、減額は行わないものとする。</p> <p>3 運営事業者は、前項の場合において、市が不足する低圧蒸気の<u>発生量</u>を補うための費用を負担した場合は、当該費用についても負担する。ただし、運営事業者は、低圧蒸気の<u>発生量</u>が下回った原因が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを明らかにしたときは、当該費用の負担を免れるものとする。</p>	<p>運営業務委託契約第66条（熱供給等）</p> <p>1 運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い本施設を運転することにより発生する低圧蒸気を本施設で利用するほか、特定供給先に供給する。</p> <p>2 市は、前項の低圧蒸気の<u>年間総供給量</u>が事業者提案に示された<u>供給量</u>を20%を超えて下回る場合は、第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する。ただし、低圧蒸気の<u>供給量</u>が下回った原因が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、減額は行わないものとする。</p> <p>3 運営事業者は、前項の場合において、市が不足する低圧蒸気の<u>供給量</u>を補うための費用を負担した場合は、当該費用についても負担する。ただし、運営事業者は、低圧蒸気の<u>供給量</u>が下回った原因が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを明らかにしたときは、当該費用の負担を免れるものとする。</p>
191	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第68条（ごみ質）_第1項</p> <p>1年度における本施設に搬入される処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状の範囲を逸脱する場合において、当該計画性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理に要した費用の増加分が当該年度に適用される施設運営費（固定費と変動費の総額をいい、変動費は計画処理量に基づいて算出する。以下この条において同じ。）の5パーセントに相当する額（以下「運営事業者負担増加分」という。）を超えることを運営事業者が合理的に説明し、市が当該説明の内容に合意したときは、運営事業者は、当該計画性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分が運営事業者負担増加分を超えるときは、精算を行うことを請求できるものとする。</p>	<p>運営業務委託契約書_第68条（ごみ質）_第1項</p> <p>1年度における本施設に搬入される処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状の範囲を大幅に逸脱（<u>第54条第1項に定める市の1年度におけるモニタリング結果の半数を超える計測結果が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から超えることをいう。</u>）をする場合において、当該計画性状の範囲を大幅に逸脱した処理対象物の処理に要した費用の増加分が当該年度に適用される施設運営費（固定費と変動費の総額をいい、変動費は計画処理量に基づいて算出する。以下この条において同じ。）の5パーセントに相当する額（以下「運営事業者負担増加分」という。）を超えることを運営事業者が合理的に説明し、市が当該説明の内容に合意したときは、運営事業者は、当該計画性状の範囲を大幅に逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分が運営事業者負担増加分を超えるときは、精算を行うことを請求できるものとする。</p>
192	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第69条（ごみ量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合）_第1項</p> <p>処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から大幅に逸脱し、又は処理対象物のごみ量が要求水準書に定める計画ごみ量から大幅に逸脱する場合は、運営事業者は、市に対して申立てを行い、協議を求めることができる。</p>	<p>運営業務委託契約書_第69条（ごみ量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合）_第1項</p> <p>処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から大幅に逸脱をし、又は処理対象物のごみ量が要求水準書に定める計画ごみ量から大幅に逸脱（<u>要求水準書に定める年間ごみ処理量から30パーセント以上の変動があることをいう。</u>）をする場合は、運営事業者は、市に対して申立てを行い、協議を求めることができる。</p>
193	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第71条（契約期間終了時の明け渡し条件）_第1項</p> <p>運営事業者は、施設運営期間満了時において、<u>引き続き5年間</u>は要求水準を満たしながら運転できる状態にて、本施設を市に明け渡す。</p>	<p>運営業務委託契約書_第71条（契約期間終了時の明け渡し条件）_第1項</p> <p>運営事業者は、施設運営期間満了時において、<u>その後15年間に</u>わたり継続使用することに支障のない状態であることを市と確認し、本施設を市に明け渡す。</p>
194	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第75条（市の解除権）_第1項</p> <p>(3) 運営事業者が第22条第1項に<u>掲げる者を</u>設置しなかったとき。</p>	<p>運営業務委託契約書_第75条（市の解除権）_第1項</p> <p>(3) 運営事業者が第22条第1項の<u>総括責任者を</u>設置しなかったとき。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
195	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第75条（市の解除権）_第1項_第13節</p> <p>条文を追加</p>	<p>運営業務委託契約書_第75条（市の解除権）_第1項_第13節</p> <p><u>運営事業者が施設運営期間の開始日までに第12条に定める契約の保証を付さなかったとき。</u></p>
196	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第75条（市の解除権）_第2項</p> <p><u>運営事業者は</u>、前項の規定により運営業務委託契約が解除された場合においては、運営事業者は、施設運営期間の1年間に係る施設運営費（固定費と変動費の総額とし、変動費は計画処理量により算出する。）の100分の10に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>運営業務委託契約書_第75条（市の解除権）_第2項</p> <p>前項の規定により運営業務委託契約が解除された場合においては、運営事業者は、施設運営期間の1年間に係る施設運営費（固定費と変動費の総額とし、変動費は計画処理量により算出する。）の100分の10に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。</p>
197	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第76条（必要な場合の解除）</p> <p>1 市は、前条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、180日前に運営事業者へ通知することにより運営業務委託契約を解除することができる。</p>	<p>運営業務委託契約書_第76条（必要な場合の解除）</p> <p>1 市は、前条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、180日前に運営事業者へ通知することにより運営業務委託契約の<u>全部または一部</u>を解除することができる。</p>
198	5 運営	<p>運営業務委託契約書_第78条（解除に伴う措置）_第5項</p> <p>5 運営事業者は、運営業務委託契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品を運営事業者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>運営業務委託契約書_第78条（解除に伴う措置）_第5項</p> <p>5 運営事業者は、運営業務委託契約が解除された場合において、<u>運営業務貸与品</u>があるときは、当該<u>運営業務貸与品</u>を市に返還しなければならない。この場合において、当該<u>運営業務貸与品</u>を運営事業者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>
199	5 運営	<p>運営業務委託契約書_別紙1（用語の定義）_10</p> <p>「計画性状」とは、要求水準書に定める焼却施設（熱回収施設）の計画ごみ質の三成分（計画ごみ質の元素組成は除く。）をいう。</p>	<p>運営業務委託契約書_別紙1（用語の定義）_10</p> <p>「計画性状」とは、要求水準書に定める焼却施設（熱回収施設）の計画ごみ質の三成分（計画ごみ質の元素組成は除く。）<u>及び低位発熱量</u>をいう。</p>
200	5 運営	<p>運営業務委託契約書_別紙2（施設運営費の算定方法（第73条関係）</p> <p>文言の追加</p>	<p>運営業務委託契約書_別紙2（施設運営費の算定方法（第73条関係）</p> <p><u>3 固定費と変動費の取り扱い</u></p> <p><u>変動費は運転管理に必要な薬剤等の購入費のみとし、固定費はそれら以外の運転管理及び維持管理等に必要な全ての費用とする。</u></p>
201	5 運営	<p>運営業務委託契約書_別紙3 施設運営費の見直し（第74条関係）</p> <p>4 許容割合の設定</p> <p>1及び2の見直しによる施設運営費と前回見直し時の施設運営費との差額が<u>後者の±【●】パーセント以内</u>にある場合は、影響が軽微であるとして施設運営費の見直しを行わない。なお、変動費の算出にあたっては計画処理量を用いるものとする。</p>	<p>運営業務委託契約書_別紙3 施設運営費の見直し（第74条関係）</p> <p>4 許容割合の設定</p> <p>1及び2の見直しによる施設運営費と前回見直し時の施設運営費との差額が<u>後者の±3パーセント以内</u>にある場合は、影響が軽微であるとして施設運営費の見直しを行わない。なお、変動費の算出にあたっては計画処理量を用いるものとする。</p>